

令和元年9月宮崎県定例県議会

決算特別委員会（平成30年度決算）
文教警察企業分科会会議録

令和元年10月3日～4日・7日

場 所 第3委員会室

令和元年10月3日(木曜日)

午後0時57分開会

会議に付託された議案等

○議案

- ・議案第27号 平成30年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- ・議案第28号 平成30年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ・議案第29号 平成30年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- ・議案第30号 平成30年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について

○報告事項

- ・平成30年度宮崎県公営企業会計(電気事業)継続費精算報告書

出席委員(6人)

主	査	安	田	厚	生
副	主	査	有	岡	浩
委	員	蓬	原	正	三
委	員	井	本	英	雄
委	員	濱	砂		守
委	員	日	高	利	夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警	察	本	部	長	阿	部	文	彦
警	務	部	長		大	塚	祥	央

警	務	部	参	事	官	兼	時	任	和	博
首	席	監	察	官			河	野	重	定
生	活	安	全	部	長		廣	澤	康	介
刑	事	部	長				谷	口		浩
交	通	部	長				小	野		博
警	備	部	長				河	野	晃	央
警	務	部	参	事	官	兼	福	永	光	宏
会	計	課	長				鍋	倉	幸	次
警	務	部	参	事	官	兼	生	活	安	全
警	務	課	長				生	活	安	全
生	活	安	全	部	参	事	官	兼	上	平
生	活	安	全	企	画	課	長		賢	一
総	務	課	長				少	年	課	長
少	年	課	長				生	活	環	境
生	活	環	境	課	長		井	上	保	志
交	通	規	制	課	長		日	高	靖	和
運	転	免	許	課	長		日	高	好	章

企業局

企	業	局	長			凶	師	雄	一
副	局	長				野	口	和	彦
(総	括)						
副	局	長				土	屋	喜	弘
(技	術)						
総	務	課	長			奥		浩	一
経	営	企	画	監		田	原	充	生
工	務	課	長			森	本	誠	二
電	気	課	長			新	穂	浩	一
施	設	管	理	課	長	上	石		浩
総	合	制	御	課	長	楠	見		博

事務局職員出席者

議	事	課	主	幹		関	谷	幸	二
議	事	課	主	任	主	事	三	倉	潤
									也

○安田主査 ただいまから決算特別委員会文教

警察企業分科会を開催いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、先ほど開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

お手元に配付の分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たってはよろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合についてであります。ほかの分科会との時間調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認されましたので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後1時1分再開

○安田主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成30年度決算について、執行部

の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○阿部警察本部長 警察本部長の阿部でございます。本日は、平成30年度の警察本部に係る決算の概要及び推進してまいりました主要施策につきまして御説明をさせていただきます。

平成30年度一般会計の決算につきましては、常に適正な予算執行に努めてまいったところであります。

また、平成30年度は、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」に掲げられた将来像である「安全な暮らしが確保される社会」の実現を目指し、各種事業に取り組んだところであります。

決算の概要と主要施策の成果についての説明は、警務部長から具体的に説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上です。

○大塚警務部長 それでは、警察本部の平成30年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の平成30年度決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

平成30年度決算事項別明細総括表により、平成30年度の決算の概要について説明いたします。

警察本部の一般会計につきましては、予算額263億6,661万9,036円、支出済額261億1,104万7,569円、翌年度繰越額5,224万6,000円、不用額2億332万5,467円、執行率99.0%、繰越額を含めた執行率99.2%であります。

3ページをお開きください。

次に、目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

なお、執行率が90%未満のものはございませんでした。

まず、(款) 1 警察費 (項) 1 警察管理費 (目) 2 警察本部費につきましては、予算額213億3,623万2,036円、支出済額212億4,035万5,213円、不用額9,587万6,823円、執行率99.6%であります。

警察本部費は、職員の人件費及び警察職員の設置に要する経費であります。その不用額の主なものは、給料における中途退職者等給与の執行残、職員手当等における退職手当等の執行残、4ページに移りまして、需用費における警察事務関係消耗品等の執行残等であります。

このうち、不用額の大きい退職手当等の執行残につきましては、退職者は定年退職のほか希望退職や自己都合による退職もあることから、多目に予算を編成しておりましたが、最終的に自己都合退職者のうち、定年を待たずに退職した職員が見込みよりも少なかったことから、不用額が生じたものです。

警察事務関係消耗品費等の執行残につきましては、警察庁舎の電気料等の光熱水費の執行残及び事務用品購入に係る執行残や複写機コピー代の執行残により、不用額が生じたものであります。

次に、(目) 3 装備費につきましては、予算額3億8,824万7,000円、支出済額3億7,085万8,910円、不用額1,738万8,090円、執行率95.5%であります。

装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する経費であります。その不用額の主なものは、需用費における警察車両維持費等の執行残、役務費における自賠責保険料等の執行残であります。

このうち、不用額の大きい警察車両維持費等の執行残につきましては、各種装備資機材に要

する消耗品費等の執行残や燃料の使用量が見込みより少なかったことにより、不用額が生じたものであります。

次に、(目) 4 警察施設費につきましては、予算額8億7,052万3,000円、支出済額8億6,741万9,409円、不用額310万3,591円、執行率99.6%であります。

警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する経費であります。その不用額の主なものは、5ページに移りまして、委託料における庁舎補修に伴う設計委託費等の執行残であります。

庁舎補修に伴う設計委託費等の執行残につきましては、庁舎補修などの設計委託等が見込みより少なかったことにより、不用額が生じたものであります。

次に、(目) 5 運転免許費につきましては、予算額6億8,568万6,000円、支出済額6億5,905万4,316円、不用額2,663万1,684円、執行率96.1%であります。

運転免許費は、自動車運転免許試験及び各種講習、その他運転免許事務処理に要する経費であります。その不用額の主なものは、需用費における運転免許事務関係消耗品費等の執行残、役務費における運転免許事務関係郵送料等の執行残、委託料における高齢者講習委託料等の執行残であります。

このうち、不用額の大きい高齢者講習委託料等の執行残につきましては、高齢者講習の受講者数が見込みより少なかったことにより、不用額が生じたものであります。

次に、6ページに移りまして、(項) 2 警察活動費 (目) 1 警察活動費につきましては、予算額30億7,321万2,000円、支出済額29億6,108万6,990円、翌年度繰越額5,224万6,000円、不用

額5,987万9,010円、執行率96.4%、繰越額を含めた執行率98.1%であります。

警察活動費は、警察活動に全般に要する経費や、信号機及び道路標識等の交通安全施設の維持・整備に要する経費であります。その不用額の主なものは、旅費における警察活動旅費等の執行残、需用費における被留置者給食費等の執行残、役務費における被留置者診療費等の執行残、委託料における交通安全指導員委託料等の執行残、使用料及び賃借料における高速道路使用料等の執行残であります。

このうち、不用額の大きい警察活動旅費等の執行残につきましては、犯罪捜査等に伴う警察活動旅費の執行が見込みより少なかったことにより、不用額が生じたものであります。

被留置者給食費等の執行残につきましては、被留置者数が見込みよりも少なく、被留置者給食費の執行が減ったことにより、不用額が生じたものであります。

交通安全指導員委託料等の執行残につきましては、交通安全指導員委託事業に係る人件費において、指導員の育児休暇取得者が増加し、欠員が生じたことにより不用額が生じたものであります。

以上で、平成30年度決算事項別明細の説明を終わります。

続きまして、平成30年度主要施策の成果につきまして御説明いたします。

ただいままでの説明に使用しました平成30年度決算特別委員会資料の1ページにあります宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」(公安委員会関係)をごらんください。

これは、未来みやざき創造プランにあります分野別施策のうち、警察本部に関連するものを体系表にしたものであります。

警察本部におきましては、くらしづくりの分野において、将来像として、1、安全な暮らしが確保される社会に位置づけられた(1)安全で安心なまちづくりと、(2)交通安全対策の推進を施策の柱として、それぞれの基本的方向性に基づき、施策推進のための各種事業に取り組んだところであります。

なお、このページにつきましては、この後の説明で使用いたしますので、開いたままにしておいていただきますようお願いいたします。

それでは、お手元にあります別冊の平成30年度主要施策の成果に関する報告書の393ページをお開きください。

まず、1、安全な暮らしが確保される社会の(1)安全で安心なまちづくりにつきまして御説明いたします。

当該施策の目標は、県民一人一人が防犯意識を高めるとともに、行政、事業者、地域住民等が業種や世代を超えて犯罪の防止や安全の確保に必要な取り組みを行うことによって、高い規範意識ときずなが根つき、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりが推進される社会を目指すものであります。

再度、平成30年度決算特別委員会資料の1ページをごらんください。

安全で安心なまちづくりの基本的方向性として、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進、少年の非行を生まない社会づくりの推進、被害者支援活動の推進の3つを掲げております。

このうち、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進につきましては、主な事業として、再度、主要施策の成果に関する報告書に戻りまして、393ページの表にありますように、地域の安全を守る街頭活動強化事業、サイバー犯

罪対処能力強化事業、事業所暴力団等排除責任者講習事業、うそ電話詐欺被害防止コールセンター事業を推進いたしました。

このうち、地域の安全を守る街頭活動強化事業につきましては、県下12警察署44交番に交番相談員47人を配置して、一部の業務を交番勤務員にかわって行わせております。

また、警察本部及び県下10警察署に警察安全相談員18人を配置して、警察官にかわって多種多様な警察安全相談を受理しております。

これにより、警察官は警ら活動や捜査活動などの街頭活動を強化し、地域の安全を確保いたしました。

サイバー犯罪対処能力強化事業につきましては、増加するサイバー犯罪の被害防止を図る目的で、児童や保護者、教育関係者等を対象としたサイバーセキュリティカレッジを323回開催するとともに、サイバー犯罪に迅速・的確に対応するため、スマートフォン用解析装置の整備などを行いました。

事業所暴力団等排除責任者講習事業につきましては、各事業所で選任された責任者に対し、暴力団等反社会的勢力による不当要求等の被害防止を図るため、具体的対応要領等を内容とした講習を30回開催いたしました。

うそ電話詐欺被害防止コールセンター事業につきましては、うそ電話詐欺の被害防止を図るため、被害を受けるおそれのある県民に対して、業務を委託した民間事業者のオペレーターが、うそ電話詐欺の手口やその対策について注意喚起の電話を行いました。

次に、基本的方向性の少年の非行を生まない社会づくりの推進につきましては、主要施策の成果に関する報告書の394ページをごらんください。

主な事業として、表にありますように、少年サポートセンター運営事業、少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業、未来を担う少年育成のためのスクールサポーター事業を推進しました。

少年サポートセンター運営事業につきましては、警察本部及び宮崎北警察署を初めとする県内6警察署に設置してあります少年サポートセンターを中心としまして、小・中・高校等を対象とした非行防止・薬物乱用防止教室を延べ628回開催いたしました。

あわせて、過去に非行を犯した少年で再非行のおそれのある少年22人を支援の対象として指定し、家庭訪問など継続的な支援を行ったほか、少年相談491件を受理するなど、少年の非行防止と健全育成活動を推進いたしました。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業につきましては、過去に非行があり、かつ再非行のおそれのある少年や、不良行為等で継続してその立ち直りを支援している少年に対し、農業体験やスポーツ活動等を通じて社会に溶け込もうとする意欲を醸成するもので、17回開催し、延べ110人の少年が参加いたしました。

未来を担う少年育成のためのスクールサポーター事業につきましては、県警察の非常勤職員であり、青少年の健全育成の役割を担うスクールサポーター9人を警察本部少年サポートセンター及び県内6つの地区少年サポートセンターに配置して、小・中・高校等からの相談受理や助言、パトロール活動等を行い、学校内外における少年の非行防止と子供を犯罪から守る活動を推進いたしました。

次に、基本的方向性の被害者支援活動の推進につきましては、主要施策の成果に関する報告書の主な事業として、394ページの表の下から2番目以降にありますとおり、犯罪被害者援助団

体への業務委託事業、犯罪被害者支援推進事業を推進しました。

犯罪被害者援助団体への業務委託につきましては、公益社団法人みやぎ被害者支援センターに対しまして、広報啓発活動やカウンセリング事業等を委託し、電話・面接相談受理や付き添い等の直接支援を514回、専門家によるカウンセリングを37回実施いたしました。

次に、犯罪被害者支援推進事業につきましては、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、診断書料や初診料等の医療費等68件を公費によって負担するとともに、被害者の病院付き添い、事件後の相談受理等の被害者支援を248件実施するなど、積極的な被害者支援に努めました。

続きまして、395ページをごらんください。

施策の進捗状況であります。上の表にありますとおり、刑法犯認知件数につきましては、平成30年は4,205件で、前年より785件減少しております。

また、非行防止教室の開催回数につきましては、平成30年度は628回で、前年度より43回多くなっております。

さらに、特殊詐欺認知件数につきましては、平成30年は20件と、前年と比較して19件減少しております。

次に、施策の成果等についてであります。主な事業について要約しますと、①の犯罪抑止対策につきましては、本部及び各警察署において、住宅対象侵入窃盗対策、子供・女性の安全・安心確保対策、特殊詐欺対策及び自転車盗対策等を掲げた犯罪抑止計画を策定して、犯罪の抑止対策を推進いたしました。

また、被害の未然防止のための情報発信や防犯意識の啓発、地域住民等による自主防犯活動等の活性化を積極的に推進いたしました。

これらの施策の成果もあって、先ほども申し上げましたとおり、平成30年の刑法犯の認知件数は前年と比較して785件減少したほか、刑法犯認知件数の約7割を占める窃盗犯のうち、自転車盗についても前年に比べて380件以上減少しております。

なお、中ほどの表は、刑法犯認知件数等について、宮崎県と同規模県との比較をしたものであります。

次に、②のサイバー犯罪対策につきましては、サイバーセキュリティカレッジの開催等の広報・啓発活動の推進により、サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体の機運の醸成が図られました。

また、スマートフォン用解析装置等の資器材を整備して、サイバー犯罪に迅速・的確に対応する捜査環境を整備するとともに、捜査員に対する研修会の開催等により、捜査員のサイバー犯罪捜査等対処能力の向上が図られました。

次に、396ページに移りまして、④の特殊詐欺被害防止対策につきましては、うそ電話詐欺被害防止コールセンターの運用、穏やかなまちづくり広報大使による被害防止キャンペーン、各種メディアを活用した広報啓発や防災・防犯メールを利用した情報発信等により、特殊詐欺の現状や手口、対処要領等について注意喚起を行いました。

これらの施策の成果もあって、先ほども申し上げましたとおり、平成30年の特殊詐欺認知件数は前年と比較して19件減少し、被害総額につきましても約3,545万円減少しております。

また、金融機関や宅配物取扱業者、コンビニエンスストア等と連携した被害防止活動により、平成30年中に合計で21件、約662万円の特殊詐欺被害を未然に防止することができました。

中ほどの表は、特殊詐欺の認知件数等について、宮崎県と同規模県との比較をしたものであります。

次に、⑤の少年の非行防止と健全育成対策につきましては、少年警察ボランティアと連携した少年補導活動のほか、学校や教育事務所等と連携した非行防止教室等の開催、スクールサポーターによる問題の認められる少年に関する相談・指導を行いました。

また、インターネットの違法・有害情報対策として、情報モラル教育に重点を置いた非行防止教室の開催や、フィルタリング普及の取り組みを推進いたしました。

これらの政策の成果もあって、平成30年中の犯罪少年の総数は397ページに記載のとおり203人で、前年と比較して95人減少しており、5年前の犯罪少年数と比較すると大幅な減少となっております。

続きまして、397ページから次の398ページにかけては、平成26年以降の刑法犯認知件数等の関係資料であります。説明につきましては割愛させていただきたいと思っております。

399ページをごらんください。

施策の柱である(2)交通安全対策の推進であります。

当該施策の目標は、県民一人一人の交通安全意識の高揚が図られるとともに、安全で円滑・快適な交通環境が整備されること等により、交通事故のない安全で安心な社会を目指すものでありまして、平成30年度決算特別委員会資料の1ページに記載されております基本的方向性として、交通安全意識の高揚、安全な交通環境の整備の2つを掲げております。

このうち、交通安全意識の高揚につきましては、主な事業として、主要施策の成果に関する

報告書の399ページの表にありますように、交通安全指導員委託事業、高齢者のための交通安全対策事業、可搬式速度違反自動取締装置整備事業、放置駐車違反処理・管理システム等整備事業を推進いたしました。

交通安全指導員委託事業につきましては、一般財団法人宮崎県交通安全協会への委託事業でありまして、県下53人の交通安全指導員による高齢者宅訪問指導や歩行環境シミュレーターを活用した交通安全教育、通学路や交通量の多い道路における子供や高齢者への通行誘導活動などを行ったところであります。

高齢者のための交通安全対策事業につきましては、高齢者の交通事故を防止するため、民間委託による交通安全教育隊がドライビングシミュレーター等を搭載した交通安全教育車を活用して、県内各地で出前型の交通安全講習会を行うとともに、県内5地区の自動車学校において、高齢運転者を対象とした運転技能審査会を開催するものでありまして、高齢者を対象とした参加・体験・実践型の安全教育を行いました。

可搬式速度違反自動取締装置整備事業につきましては、従来、速度違反取り締まりが困難であった道路幅員の狭い生活道路や通学路などの危険性の高い道路において、速度違反取締装置を整備したものであります。

また、放置駐車違反処理・管理システム等整備事業につきましては、放置駐車違反に関する情報を処理・管理するシステムの整備等を行ったものでありまして、ともに効果的な交通違反取り締まりを行うことを目的とし、ドライバーの交通法規の遵守を図ることで、交通事故の抑止に資するものであります。

次に、基本的方向性の安全な交通環境の整備につきましては、主要施策の成果に関する報告

書の主な事業として、400ページにありますとおり、交通安全施設整備事業を推進しました。

交通安全施設の整備につきましては、平成30年度は15基の信号機を新設したほか、信号機のLED化及び信号柱の鋼管柱化等により、歩行者、車両運転者の安全性・快適性の確保を図ったところであります。

施策の進捗状況であります。表にありますように、交通事故死者数につきましては、平成30年は34人で、前年より8人減少しております。交通事故死傷者数につきましては、平成30年は8,258人で、前年より1,035人減少しております。

次に、施策の成果について要約しますと、まず①の交通安全指導員につきましては、各種交通安全意識の啓発活動に取り組んだところですが、これらの取り組みにより、子供の事故については減少傾向にあり、一定の成果が見られるところであります。

しかしながら、高齢歩行者の死亡事故は依然として高い割合で推移していることから、今後も交通安全指導員による高齢者宅訪問や高齢者対象の交通安全講習会などの交通安全活動を継続して実施していく必要があります。

次に、401ページに移りまして、②の高齢者のための交通安全対策につきましては、交通安全教育隊による出前型の交通安全講習会を県内各地で開催するなど、参加・体験・実践型の安全教育を強力に推進してきたところですが、平成30年中の高齢死者数は23人と、前年に比べ3人増加しております。

また、全死者に占める高齢死者の割合が67.6%と、全国平均を11.9ポイント上回るなど、高齢者の交通事故防止対策は本県の重要課題となっていることから、今後も本施策を継続して

実施していく必要があります。

続きまして、401ページの下から次の402ページにかけての表は、平成26年以降の交通安全教室の実施回数等の関係資料であります。資料の説明につきましては割愛させていただきます。

最後に、402ページの繰越事業について御説明いたします。

今回、繰り越す事業につきましては、平成30年度2次補正、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に伴い、大規模災害発生時の対策として、停電時に自動的に電気を供給することができる信号機電源付加装置を整備するものであります。

なお、事業費につきましては、5,224万6,000円であります。

繰り越しの理由につきましては、年度内完成には工期が不足しますことから、繰り越したものであります。

なお、本事業につきましては、本年8月には全て契約を締結しており、12月末には完成予定であります。

以上で、平成30年度主要施策の成果に関する報告についての説明を終わります。

最後になりますが、監査における指摘事項につきましては、最初にごらんいただきました平成30年度決算特別委員会資料の7ページに記載しておりますとおり、特にございませんでした。

注意事項につきましては、8ページに記載しております。注意事項に対する改善につきましては、関係法令を遵守させ、適正な会計業務に努めてまいります。

以上でございます。

○安田主査 執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様からの質疑がありましたら、お願いいたします。

○井本委員 397ページで、犯罪件数、人数等書かれてありますが、認識としては凶悪犯罪は減りつつあると、それは全国的な傾向であると考えてよろしいのでしょうか。よくマスコミのせい、テレビのせい、ともかく犯罪がふえて、安全じゃない世の中になったような言い方をするものだから、実際はそんなことはないんだよと。統計を見ればわかるように、犯罪件数は本当減りつつあるんだよと私は言うんだけど、そんな認識でいいのでしょうか。

○廣澤刑事部長 全国の刑法犯認知件数は、本県も同様ですが、減少しておることは承知しておりますが、その内訳で凶悪犯などの数字については、全国の数字は手元に把握しておりませんが、本県について言えば、この表のとおり、ちょっと増減を繰り返しながら、近年では平成26年の40件に比べれば、随分減少はしてきているところではございます。

○井本委員 数字じゃなくて、傾向的にと言っているだけで、全国的にも減りつつあると考えていいのかという話ですよ。

○河野生活安全部長 刑法犯認知件数の抑止関係は生活安全部が持っているものですから、その関係で言いますと、全国的に刑法犯認知件数はずっと下がっております。窃盗犯は急激に下がっております。ただ、粗暴犯に関しても、全体的には減少傾向でありますけれども、例えばDVストーカーや特異殺人、こういうものが散見されるという状況にあります。

例えば、DVで子供被害の殺人事件とか、そういう特異事案がふえていると、目につくというところでもあります。

○井本委員 それから、外国人がこのごろ多くなってきたでしょう。外国人が起こした犯罪というのはどうなんですか、ふえているんですか、

減っているんですか。みんなその辺を心配するんですよね。外国人がふえるとふえるんじゃないかと。

○河野生活安全部長 正確な数字はわかりませんが、傾向としまして、外国からの来日外国人は増加しております。ということは、相対的に犯罪も増加しております。ただ、増加傾向は、統計を今調べさせていただきますが、宮崎県もそうですけれども、全国的に増加傾向にあるのではないかと思います。

○井本委員 どのぐらいか、今すぐはわからないのでしょうか。

○廣澤刑事部長 県内の来日外国人の犯罪の検挙件数ですが、平成30年度では10件の6名を検挙しております。この数字は、前年に比べると、プラス10件、プラス6名と増加しております。

また、その前の過去5年間の平均等を見ましても、平成30年度は増加傾向にありまして、本年に入りまして、7月現在で言いますと、9件の7名を検挙しておりまして、この数字からすると、やはり増加傾向にあるということが言えるのではないかと思います。

○井本委員 だから、比率でいかないといけないと思うんですよね。たくさん来たら、数はたくさんふえるだろうけれども、1,000人来て何人なのか、100人来て何人なのかという比率でいかないといけないと思うので、その辺は出していないのですか。

たくさん入れば、犯罪者の数はふえると思うんですよね。だけど、それは日本人と余り変わらんよと、比率的にね。

○河野生活安全部長 その統計はないんですけれども、ただ一概に外国人犯罪と言われましても、永住者と旅行者という区分けもしておりませんので、今後、そういった統計上のいろいろ

な数字も検討していきたいと思えます。

○井本委員 そうですね。わかりました。

○日高委員 私は、2月に予算の説明を受けていないので、ちょっと的外れな質問等があったら、その場で指摘していただいて結構ですが、まずこちらの6ページですね。警察の活動費の工事請負費の不用額が385万8,000円ということで、満額使われているわけですね。決算額の工事請負費の支出額が10億3,900万円ですか、これは前年度とすると、伸び率はどのくらい伸びているんですか。

すぐに分らなければ後でいいです。

また、その関連なんですけれど、私が思ったのは、残額がほとんどないということですので、多分予算額が毎年ふえていって大変なんだろうなと思っているんです。私たち議員も、信号機の設置とか、横断歩道のラインとかで要望を受けますので、多分毎年ふえていって、予算が足りないかなと思っているんですけれども、成果報告書の400ページに戻っていただいて、信号機の設置が新設15とありますけれど、県内で15基ということなんですかね。

○谷口交通部長 そのとおり、県内で15基ということでございます。

○日高委員 済みません。私はそういう数字ではないだろうと思うものですから。この要望は年内にどれくらいあるものなんでしょうか。

○谷口交通部長 先の常任委員会で一応お答えしたんですが、単純に要望というのはいろいろなパターンがありますので、大まかに捉えると約400件ぐらいと、これまで答弁しているんですが、この数字は、実数ではございません。実際に必要な数は約30件程度と我々は見えております。それはなぜかという、信号機の設置指針というのがございまして、ここにつけてもいいかと

いうのを検討すると約30件ぐらいになるということでございます。

○日高委員 信号機の場合は間と間が何メートルで、その中にはつけられませんよとかいろいろあるわけですね。今ちょっと言われているのは、信号機はもちろんなんですけど、横断歩道、そしてその前の一時停止線が結構消えかかっている、私も県庁から西に向かうんですけども、例えば、そのの交差点の向こう側とか、それから市役所の前あたりは、もうほとんど停止線が消えている。ただ、県庁のこちらのほうはきれいになっているんですよ。多分優先順位を考えてやっておられるんだろうと思うんですけど、やはり横断歩道とか停止線については、何とか予算を確保して、イメージ的にもきれいな横断歩道がないと交通安全というイメージの意識づけが足りなくなるといけないので、ぜひその辺は予算獲得に向けても頑張っていただきたいと思っています。これは要望ですけども。

それと続けて済みません。一年前に、日本で一番危ない交差点で、福岡と江平の交差点が出ていましたが、あれから一年たちましたけれども、その状況はどう改善されていますか。例えば、平成29年度と30年度で事故の件数がどのような状況になっているか。

それから、一応いろいろ改善されるということで、ラインが緑とか赤とか分かれて、ああ、よくなったなと思っているんですけど、その整備は終わっているのか、まだ何か考えておられるのか、その辺のところをお伺いします。

○谷口交通部長 全国をにぎわせた江平交差点でございますが、それは、平成29年中の資料をもとに昨年発表されております。平成29年中の事故が20件で、そのうちの6割が追突事故でございます。人対車の事故は1件ございました。

道路改良等をした後、平成30年中の事故は13件に減少しております。追突が10件、ほとんど追突事故だけです。人と車の事故はゼロでございます。

公表の仕方もあるんですが、全国一危険な交差点という表現につきましては、この内容をよく精査していただければ、どの程度の危険性があるかは、例えば、重傷事故がここで何件発生しているのかということ、ここはゼロでございます。ですから、捉え方によって、危険性の違いはございます。ただ、事故が起こっているのは間違いございません。

それで道路管理者である国交省等と協議を進めまして、警察サイドとしましては、まず信号機を増設するというところで今動いております。というのが、見えにくいという指摘がございましたので、これは来年度に予定しております。

それと、信号の現示というんですが、サイクルですね、これを変えることによって、交差点内のたまり、車が中から排出し切れない状況を改善するというところで、現在、信号機の現示を変更いたしまして、全赤の現示時間を3秒から5秒にして、交差点内から車が出るよう、しむけていますし、さらに今度は規制標識を新設改良の予定がございます。これは行っていただくとわかると思うんですが、道路標示ということで、交差点の左折とか右折とか、これはどちらに行きますよという案内表示があると思うんですが、これは国交省の管轄でございます。警察としましては、それに合わせた右左折の表示にする。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、例えば、直進と左折のその表示があると思いますね。江平五差路を南進する場合をちょっと考えていただきたいのですが、左折が柳丸のほうに向かうものと、駅の方角に行くもの、二

つあるんですね。これを二つとも入れるということで、警察でできることと国交省でできることを今やっているところでございます。大まかに見て、非常に改良の効果は出ていると評価しております。

○日高委員 今言われた南進のところ、あそこは、直進のほうは真っすぐ行けるけれど、左折と駅に行くにはストップがかかるんですね。だから待っていて、直進はできるのにあれは行ったらいけないのかって、やっぱり迷うところもありますので、今回、一年前にそういうメディアで取り上げてもらって、危ないと思っていたけれど、やっぱり危ないんだと改めてわかりました。

ですから、今度うまくいったらその辺の啓発もうまくやっていただくといいと思っています。

それから、もう1点ですが、所管が違ったら言っていたきたいんですけれど、きのうの新聞の鬼の洗濯板のところ、森林伐採の関係が出ておりました。幸い被害については、県のほうで措置をいただいたので、また樹木の植栽とかで緑を取り戻すのかなと思っていますんですけど、伐採ということになると、見えないところでやっておられるので、あとは切ったらそのままになっております。

新聞の中でも県警と検察が一生懸命やっておられるということだったんですけれど、森林伐採の被害届が29年度と30年度を比較して、数字的にわかっているものがあるのかどうか。

○井上生活環境課長 森林窃盗の直接の所管課ということでお答えさせていただきます。

認知、いわゆる被害届等については、統計がありませんので、具体的な数字等はお示しすることはできませんけれども、検挙、いわゆる検察庁に送致したり、逮捕したりというところに

なりますと、平成27年が1件の1名、28年が1件の3名、29年が4件の5名、30年が1件の7名、ことしに入りまして新聞等で御存じのとおり、宮崎南警察署、高岡警察署でそれぞれ業者、あるいは仲介業者を逮捕したりしておりますので、8月末で5件の10名となっております。この5件の10名は、再逮捕等も含めてその数字となっておりますので、やはりことしは検挙ともに多いところでございます。

また、認知にかわって、森林窃盗の相談というのがございますけれども、29年以降、50件ぐらいの相談があります。しかしながら、やっぱり本年度は8月末で59件の相談であります。

この相談内容につきましては、例えば、もう時効を迎えていたりとか、あるいは民事上の相談が成立していた、その他情報提供や法的な手続に関する、現在9件が処理継続中ということで捜査を行っている状況であります。

また、自治体との連携につきましては、平成29年ごろから、にわかに検挙数が多くなっておりますけれども、29年8月に宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定を、県、市町村会、森林組合等と県警で締結しまして、関係機関団体からの協力を得ての捜査を行ったり、あるいは関係機関団体との情報共有、そして、警察官と県職員等による合同による事案の未然防止のためのパトロールを行っているところでございます。

○河野警務部参事官兼会計課長 先ほどの日高委員の質問に対してお答えしたいと思います。

当初予算の金額のベースでいきますと、平成29年度の当初予算額は10億2,165万8,000円、30年度が11億3,185万9,000円で、約1億1,000万円ほど30年度が多いという状況でございます。

○河野生活安全部長 森林等窃盗に関して、補

足をさせていただきますけれども、我々警察でいう認知件数は、被害申告のあった件数をいいます。これは、相談の中でも示談が成立して被害届を出さない、事件にならないということもありますので、我々が言う事件の認知件数は、被害届のあった件数と考えていただいて結構です。

その端緒情報は、森林組合を初めとする山林管理者からの情報提供もありますし、県からの情報提供、もちろん被害者からの相談といった中で事件化を図っている状況であります。

○日高委員 先ほどの交通安全施設についてですが、ぜひ頑張ってください、毎年少しずつでもいいから——私、14基とか15基とかという話はちょっと想像もしていませんでしたので、ぜひ毎年上積みをしていただくように要望しておきます。

それから、誤伐の問題については、市町村は届け出主義ですので、多分届け出があれば現地確認とかあるでしょうけど、そういうことはまずやっていないと思うんですね。ある程度、多分業者間でお互いに連絡をとり合いながらやっているはずなので、根絶やしにしてもらうように、しっかり頑張ってくださいと思います。

○谷口交通部長 せっかくの機会ですので、信号の増設の関係を少しだけ補足説明させていただきます。

県内に2,400基の信号機があります。そのうち、耐用年数19年をオーバーしているのが、既に325基ございます。これを毎年、大体150基を更新、既存のものを入れかえているんですね。これにプラス15基ということでございます。ですから、現有施設も維持しないと安全施設は維持できませんので、ここにもかなり注力しているということを御理解いただきたいと思います。

○日高委員 ありがとうございます。

○蓬原委員 400ページですけれど、ここを見るといろいろな犯罪の件数とか全て減ってしまっていて、人口の減少もあるとは思いますが、それ以上の割合で減っていますから、いい傾向だなと思いつつ、一つだけふえているのが、本県の最重要課題の高齢者の関係ですね。高齢者の歩行中の死者数、あるいは全国平均が11.9%で、総死者に占める高齢者の割合がふえたこと、あるいは高齢者が加害者になる割合25.8%、過去最高を記録するという、ここだけが一番、指標として見たときに、一年間の成果として、ふえているのはここかなと思うわけです。

これにはいろいろな対応・対策があると思いますが、これから高齢者もどんどんふえていくわけですから、予算として高齢者の事故死者を減らそうという観点から、大体今年度この決算の中で、あるいは過去、当然やっぱり予算がないと、皆さん方も限られた予算の中で活動されるわけですから、なかなか効果が見えないのかなと思うんですけれども、このまず予算の推移はどうなっているのか。その辺をお聞かせいただきたいんですけれども。

○谷口交通部長 今調べておりますので、少し時間をいただきたいと思っております。

まず、高齢者の関係でいえば、基本、前年度の統計をいろいろと見まして、先ほど指摘がございましたように、高齢者はふえております。中でも歩行者が亡くなっている事例が多いということで、先ほど警務部長が発表しましたとおり、歩行者用のシミュレーション機器による教育や自宅訪問、それから今進めているKYTというのがございます。これは、危険予測トレーニングシステムといいまして、一度に二、三十人ぐらいが受講できるすばらしい機器なんですけれども、ここで高齢者にいかに道路が危険かという

ことを実感してもらおう、こういう教育活動にかなり力を入れているのが現状でございます。

それで、予算の関係ですが、交通安全指導員が県下に現在48名——実際は53名なんですけれども——その指導員がやっている事業が368万8,000円。それと交通安全教育隊というのがございまして、これはフェニックス号という車にいろいろな機器を積んでおります。高齢者が反応するものとか、自転車に乗ったりするものですが、これに634万6,000円です。それと高齢者の運転技能審査会をやっております。昨年までの事業ですが、高齢者に自動車学校に行っただいて、S字クランクや狭路などで競技会をやります。昨年は5カ所で、149万7,000円を使っております。

総額として1,153万円が平成29年度の予算でございまして、結果として1,137万円を支出しております。平成30年度もほぼ同じ、1,165万円を予算を組んでおり、本年度もほぼ同じでございます。高齢者がふえてきて、対策をとらなければいけないというのは重々承知しておりますが、現在のところ、横ばい状態でございます。

○蓬原委員 この亡くなった方、あるいは事故の加害者でもそうですけれども、今いろいろおっしゃったKYTなど、そういう訓練なり、講習などを受けた人、受けていない人とかそういう分析はされていないですよ。いわゆる効果のほどはどうだったんだということになるんですが、効果が本当にわかれば当然選択と集中を言うわけですから、予算が限られておりますので、亡くなった方の分析、受けた人だったのか、受けていないからそうなったとも分析できるのか、そのあたりは、細かくどうなんですかね。

○谷口交通部長 お亡くなりになられた方の母数が少ないので、実際はその教育を受けた、受

けないについての統計はとってございません。ただ、最近言われておりますのは、免許証返納と認知症検査、ここにやはり関係があるのではないかということに着目いたしまして、亡くなられた方が過去認知症検査を受けられたかどうか、免許証を返納したかどうか、その点について、今分析しております。

○蓬原委員 高齢者といっても相当な数がいらっしゃると思うんですが、警察でやっておられるいろんな講習とか、大体高齢者と言われる免許証を持っている人も、歩行者の場合は持っていないでもできるわけだけれど、大体何割ぐらい、どれぐらいの人たちがその対象として体験されているかというのを、概数、概念的でもいいですけど、つかんでいますか。

○谷口交通部長 今手元に正確な資料がないのですが、実際その講習とかに来られる方というのは、意識の高い方がほとんどでございます。大体シミュレーションに参加される方が二千数百人ぐらいで、KYTが本年度*6,666人ですから、母数としてはそんなに多くはないです。

○蓬原委員 なかなか難しいことではしょうけれど、高齢者と言われる年になったときに全ての人がそういうのを受けることができれば、本当は限りなくゼロに近づくかもしれないでしょうけれど、そのためには今ここで言えることは、もうちょっと予算をふやして、最重要課題ですから、とにかく人の命を大事に守ることが一番でしょうから。さっきも言いましたけれど、選択と集中ということからいけば、ほかはほかで必要なことがいっぱいあるわけで予算を削るわけにはいかないでしょうけれど、こういうことはもうちょっと財政課に対して強く予算の上積みというか、そういうのを要求していったいいのではないかなと思いますけれど。

そのためにはやっぱりそういうちょっとしたデータの分析というか、エビデンスも必要なのかな。こういうことをやれば減りますよという、何か数字としてつかめるといいなと思ったので、そういう質問をしたところでした。

○濱砂委員 決算ですから、ちょっと数字の確認をさせていただきたいんですが、今回の一般会計の警察本部が261億1,100万円ですが、そのうちの警察本部費が一番大きく、212億4,035万5,203円。その中で特に給与が86億2,870万9,510円ということになるんですけども、この給与は、一般的な普通の給料ということで考えていいんでしょうか。

○大塚警務部長 そのとおりでございます。

○濱砂委員 次に、職員手当が80億1,062万6,956円で6億円程度しか変わらないんですけど、この職員手当はどのようなものなんですかね。

○大塚警務部長 職員手当は、主として退職手当、日額特殊勤務手当、休日勤務手当の三つで構成されております。

○濱砂委員 休日の手当はどのくらい、警察官と消防は余り仕事が忙しくないほうが一般的にはいいんでしょうけれど、どのくらいの割合で休日に警察官は出ておられるものですか。

○河野警務部参事官兼会計課長 休日も含めまして、夜間、勤務時間外の手当になりますと、15億2,000万程度になります。

○濱砂委員 普通の勤務に、どれくらいの割合の上乗せになるんでしょうか。2割、3割ぐらいですか。

○大塚警務部長 平均になりますけれども、年間に約6万円ほど休日勤務手当を支給しております。

○濱砂委員 私が聞いたかったのは、警察職員

※16ページに訂正発言あり

が約2,500人ぐらいですよ。これで間に合わない、いわゆる時間外の仕事をしないといけない、事件とか事故は別として、勤務体制の中でこの警察人員は足りているのかどうかということ。数字を見ると、かなり手当が多いものですから、それについてはどうなのでしょうね。

○大塚警務部長 手当の多さについてお話をいただきましたけれども、時間外につきましては、本部で一定のルールをつくりまして、その範囲で、もちろん予算の範囲内でもありますけれども、その中で時間外を行うということにしておりますが、どうしても警察業務の中では突発でさまざまな事案が発生しまして、その中でももちろん極力時間外については抑制するという考え方ではあるんですけれども、やむを得ず時間外をしないとといけない状況というのは多々あるものですから、そういった中で発生したものを時間外として職員に対して支給しているという形になっております。

したがって、体制については、委員御指摘のとおり、より人数として多ければ多いほど、我々としては治安を維持していく立場では、よりよいと考えてはおりますけれども、ただ、予算も限られた中で効率的により高いレベルの治安を維持していく上では、現行の体制で十分ではないかと考えております。

○濱砂委員 働き方改革が叫ばれている中で、人員の体制としてはどうなのかなと思ったものですから、ちょっと質問させていただいたのですが、もう1点いいですか。

共済費が30億程度なんですけど、この共済費の内容はどういうものなのでしょう。

○大塚警務部長 警察職員の医療費に係る共済短期掛金、年金等の長期掛金や臨時職員、非常勤職員の社会保険料等の経費になります。

○濱砂委員 わかりました。では体制としては、この人数で宮崎県の警察官の職員の人数としては、適正な人数だということで理解していいんですね。

○大塚警務部長 そのとおりでございます。

○有岡副主査 報告書の394ページから二、三にお尋ねしますけれども、薬物乱用防止教室等に行っていて大変ありがたいと思っておりますが、現状の中で薬物に対する若年化でしょうか、大麻等の使用が見られるような事例が全国的には広がっているようですが、本県における実態について、お尋ねしたいと思います。

○宮崎少年課長 平成30年度につきましては、本県警察において少年の薬物事犯の検挙はございません。

全国的には、ニュース等でも御存じのとおり、大麻等薬物の低年齢化が進んで、非常に問題になっているところでございます。

○有岡副主査 このページでいきますと、最後の犯罪被害者支援推進ということで、29年度、30年度かけて100万円強の予算が計上してある中で、今年度は293万円ということで倍増しているのですが、これは被害者を支援する分野が手厚くなったのか、ことしの実績に鑑みて説明いただければありがたいと思います。

○大塚警務部長 前年度と比較して金額が増加しているのは、前年度は不用額を補正予算で戻しているものですから、それで翌年度が増額しているという形になっておりまして、事業内容について大きな変化はございません。

○有岡副主査 あと1点だけお尋ねいたしますが、東京都が自転車の事故に対する保険の加入を義務づけたという話がありますし、鹿児島県は導入しているということで、本県の自転車における事故については、こういった事例があっ

で——聞くところによりますと、死亡事故を起こすと1億円近くの補償をしないといけないというケースもあるようですので、本県の自転車事故の実態等がわかりましたら教えていただきたいと思います。昨年度の実績で結構です。

○谷口交通部長 本県の自転車事故の実態でございますが、令和元年8月末で462件発生しております。昨年比マイナス19件です。

○有岡副主査 例えばその中で死亡事故とか重大事故になった事例も含まれるのかどうか、そこら辺がもしわかれば教えていただきたいと思っております。

○谷口交通部長 自転車と歩行者の衝突死亡事故は、昨年度は発生しておりませんが、過年度、平成27年と平成19年の2回、双方とも男子高校生が被害に遭う事故が発生しております。

それから、先ほどの蓬原委員の質問に対する回答で、訂正させていただきます。

高齢者の事故防止のための教育として3本柱で進めておりまして、その3本柱とは、先ほど言いましたフェニックス号という機械類を積んだ車での教育と、KYT、歩行環境シミュレーターですが、これで年間約1万2,000人程度をカバーしております。

○安田主査 ほかに何か質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 ないようですので、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時22分再開

○安田主査 分科会を再開いたします。

平成30年度宮崎県電気事業会計決算等について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○函師企業局長 企業局でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、お手元に配付しております平成30年度公営企業会計決算審査資料をごらんください。

めくっていただきまして、表紙の裏に目次がございます。

本日は、1番目の提出議案3件、2番目の提出報告書、3番目の監査結果報告書指摘事項等について御説明いたします。

なお、議案書の該当ページを記載しておりますが、説明につきましては、当資料により行わせていただきます。

今回提出しております議案は、1番目の2つ目の丸印からでございます。

議案第28号「平成30年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」、議案第29号「平成30年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、議案第30号「平成30年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」の3件でございます。

これらは、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について県議会の議決を求めますとともに、同法第30条第4項の規定により、決算について認定をお願いするものであります。

2番目の提出報告書は、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費の精算報告を行うものであります。

資料の1ページをごらんください。

私からは、各事業の決算概要を御説明いたします。

平成30年度の決算につきましては、電気事業、工業用水道事業は純利益を計上いたしましたが、地域振興事業は、台風や大雨によるゴルフコースの冠水被害等により純損失を計上したところでございます。

まず、電気事業であります。

供給電力量は、前年度と比べ降水量が多かったことなどから、前年度対比105.0%となったところです。

なお、決算額は、電力料の増や有価証券売却益が生じたこと等により事業収益が増加し、前年度から増収増益となっております。

(2)の決算額を太枠で囲んでおりますとおり、純利益の実績は8億2,668万円余となり、前年度対比で107.9%となっております。

次に、工業用水道事業であります。

常時使用水量は、細島工業団地の工場等のほか、日向市へ一時的な給水を行ったことにより、前年度対比で109.9%となったところです。

なお、決算額は、給水収益の増や電気事業と同様に有価証券売却益が生じたこと等により事業収益が増加し、前年度から増収増益となっております。

(2)の決算額を太枠で囲んでおりますとおり、純利益の実績が1億2,308万円余となり、前年度対比で124.0%となっております。

2ページをごらんください。

地域振興事業であります。

ゴルフコース利用者数は、台風や大雨によるゴルフコースの冠水被害等の影響により、前年度対比で90.5%となったところです。

なお、決算額は、指定管理者からの納付金収入の減や、ゴルフコースの冠水被害による修繕

費用等により事業費が増加し、純損失を計上しております。

(2)の決算額を太枠で囲んでおりますとおり、純利益の実績は、マイナス699万円余を計上しております。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○奥総務課長 それでは、引き続き御説明いたします。

資料の3ページをごらんください。

議案第28号「平成30年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概況であります。ダム地点の降水量が過去30年平均の121.2%と降雨に恵まれたことから、下の表の(1)の供給電力量は、太枠の年度計の欄にございますとおり、目標5億785万キロワットアワー余に対しまして、実績5億7,032万キロワットアワー余で、達成率は目標の112.3%となっております。

なお、この目標につきましては、過去30年の平均値により算定しておりまして、九州電力株式会社との電力受給契約にあわせまして、2年ごとの更新を行っております。

次に、(2)の電力料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標44億197万余に対し、実績44億7,969万円余で、達成率は101.8%となっております。

4ページをお開きください。

2の決算報告書であります。この報告書は、予算額と比較するため消費税込みとなっております。

まず、(1)の収益的収入及び支出であります

が、①の収入の表をごらんください。

表の太枠の事業収益合計は、予算額51億5,079万円余に対し、決算額53億8,463万円余で、2億3,384万円余の増となっております。これは、主に電力料の増による営業収益の増や有価証券の売却に伴い、財務収益や営業外収益がふえたことによるものであります。

次に、②の支出の表をごらんください。

同じく表の太枠の事業費の合計は、予算額50億7,265万円余に対し、決算額45億463万円余であります。

繰越額は4,721万円余で、この繰り越しの内容は、6月の常任委員会で御報告しました渡川発電所水圧鉄管塗装工事であります。

また、不用額は5億2,080万円余で、これは、主に営業費用のうちの修繕費や委託費の入札残などであります。

5ページをごらんください。

(2)の資本的収入及び支出であります。これは事業収益を得るために必要な資産等に係る収支をあらわすものであります。

①の収入をごらんください。

表の太枠の資本的収入合計は、予算額6,996万円余に対し、決算額7,001万円余となっております。

②の支出をごらんください。

太枠の資本的支出合計は、予算額31億2,360万円余に対し、決算額21億2,541万円余であります。

繰越額は3億7,592万円余で、繰り越しの内容は、6月の常任委員会で御報告しました建設改良費や継続費の繰り越しであります。

また、不用額は6億2,226万円余で、これは、主に建設改良費のうち県土整備部が実施する多目的ダム事業の負担金などであります。

欄外の米印の2つ目をごらんください。

資本的収入が資本的支出額に不足する額につきましては、その下の①から⑤に記載の建設改良積立金や減債積立金等で補填したところであります。

6ページをお願いいたします。

3の損益計算書であります。これは、企業会計上、消費税抜きとなっております。

①の収益の部をごらんください。

太枠の収益合計は50億1,986万円余となっており、主なものは営業収益の電力量でございます。

②の費用の部をごらんください。

太枠の費用合計は41億9,318万円余となっており、主なものは営業費用の水力発電費であります。

収益合計から費用合計を差し引きました当年度純利益は、下から3行目、8億2,668万円余となっております。この利益に、その下の行のその他未処分利益剰余金変動額の6億7,924万円余、これは備考に記載しておりますが、減債積立金等の取り崩し額でありますけれども、これを加えました当年度未処分利益剰余金は、一番下の行の15億592万円余となります。

7ページをごらんください。

4の貸借対照表であります。これも消費税抜きとなっております。

表の左側をごらんください。

一番上の固定資産の合計は302億2,169万円余、下のほうを見ていただいて、太字の現金等の流動資産は232億3,479万円余となっており、表の一番左下の資産合計は534億5,649万円余となっております。

表の右側をごらんください。

太字で示しております固定負債は32億9,796万円余、これは企業債などの償還期限が1年を超えて到来するものなどとなっております。

流動負債は42億8,206万円余、これは企業債などの償還期限が1年以内に到来するものなどでございます。

繰延収益、これは固定資産取得の際に受けた補助金であります、8億5,656万円余で、負債合計は84億3,659万円余となっております。

資本金は278億3,097万円余、積立金等の剰余金は120億7,170万円余、評価・換算差額等、これは有価証券の時価評価額と取得価格との差額でございますが、これが51億1,722万円余で、下から2行目、資本合計は450億1,990万円余となっております。

この結果、表の一番右下の負債資本合計は534億5,649万円余となっております。

8ページをお開きください。

5の剰余金処分(案)でございます。

表をごらんいただきまして、表の上から2行目、未処分利益剰余金15億592万円余につきまして、処分案のとおり、まず、上から3行目、資本金への組み入れに、備考欄にございますとおり、減債積立金、建設改良積立金の取り崩し額である6億7,924万円余を組み入れることとしております。

その下の備考欄に記載の当年度の純利益分といたしまして、上から4行目、欠損時の補填財源となる利益積立金に2億円を、その下の地域振興のための財源となります地方振興積立金に2億5,278万円余、その下の将来の設備投資に備えるための建設改良積立金に3億6,389万円余、その下の緑のダム造成事業積立金に1,000万円を、それぞれ積み立てたいと考えております。

参考といたしまして、下の表に処分案による処分後の残高をそれぞれ記載しております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

次に、議案第29号「平成30年度宮崎県工業用

水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概況であります、常時使用水量は、細島工業団地の工場等に加えまして、日向市へ一時的な給水を行ったことによりまして、下の(1)の給水状況でございますが、表の太枠の年度計の欄にございますとおり、左から3列目の常時使用水量の目標1,989万立方メートル余に対し、その横の実績2,191万立方メートル余で、達成率は右から3列目、110.1%となっております。

その結果、(2)の給水料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標3億245万円余に対し、実績3億2,029万円余で、達成率は105.9%となっております。

10ページをお開きください。

2の決算報告書であります。

まず、(1)の収益的収入及び支出であります。

①の収入をごらんください。

太枠の事業収益合計は、予算額3億7,498万円余に対し、決算額4億1,745万円余で、4,247万円余の増となっております。これは、主に日向市へ一時的な給水を行ったことによる営業収益の増や、有価証券の売却に伴い営業外収益がふえたことによるものであります。

②の支出をごらんください。

太枠の事業費合計は、予算額3億5,696万円余に対し、決算額2億9,036万円余であります。

繰越額は756万円で、6月の常任委員会で御報告しました継続費の繰り越しであります。

また、不用額は5,904万円余となっております、営業費用の委託費や給料、手当などの執行残となっております。

11ページをごらんください。

(2)資本的収入及び支出であります。

①の収入であります、工業用水道事業会計の資本的収入はございません。

②の支出をごらんください。

太枠の資本的支出合計は、予算額3億1,900万円余に対しまして、決算額1億1,983万円余であります。

繰越額は1億7,942万円余で、6月の常任委員会で御報告しました高速凝集沈殿池設備更新工事に係る継続費の繰り越しでございます。

また、不用額は、建設改良費の工事の入札残などにより、1,975万円余となっております。

また、欄外の米印にございますとおり、資本的収入が資本的支出額に不足する額につきましては、①から④に記載のとおり、減債積立金や借入金償還積立金等で補填したところであります。

12ページをお願いいたします。

3の損益計算書であります。

①の収益の部をごらんください。

表の太枠の収益合計は3億9,178万円余となっており、主なものは、営業収益の給水収益や営業外収益の受取利息でございます。

②の費用の部をごらんください。

太枠の費用合計は2億6,870万円余となっており、主なものは、営業費用の運転費でございます。

収益合計から費用合計を差し引きました当年度純利益は、下から3行目でございますが、1億2,308万円余となっております。この利益に、その下の行のその他未処分利益剰余金変動額の6,572万円余、これは減債積立金等の取り崩し額でございますが、これを加えました当年度未処分利益剰余金は、一番下の行、1億8,880万円余となります。

次に、13ページをごらんください。

4の貸借対照表でございます。

表の左側をごらんください。

固定資産の合計は20億3,508万円余、流動資産は23億7,198万円余となっており、表の一番左下の資産合計は44億707万円余となっております。

表の右側をごらんください。

固定負債は21億4,337万円余、流動負債は1億8,250万円余、繰延収益は4億4,706万円余で、負債合計は27億7,294万円余となっております。

資本金は5億904万円余、剰余金は11億2,508万円余で、資本合計は16億3,412万円余となっております。

この結果、表の一番右下の負債資本合計は44億707万円余となっております。

14ページをお願いいたします。

5の剰余金処分(案)でございます。

表の上から2行目、未処分利益剰余金1億8,880万円余につきましては、上から3行目の資本金に借入金償還積立金等の取り崩し額6,572万円余を組み入れることとし、その下の借入金償還積立金に当年度純利益分1億2,308万円余を積み立てたいと考えております。

参考といたしまして、下の表に処分案による処分後の残高を、それぞれ記載しております。

次に15ページをごらんください。

議案第30号「平成30年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

まず、1の事業の概況であります、3度に及ぶ台風や大雨によるゴルフコースの冠水被害により、年間利用者数は、下の(1)のゴルフコース利用状況の表の太枠の年度計の欄にありますとおり、目標3万3,500人に対しまして、実績は、平日、休日の合計で2万7,002人となりました。目標に対する達成率は80.6%となっております。

ります。

(2)の施設利用料収入は、目標の2,000万円に対し、実績は1,424万円余となりました。

比較のところに記載のマイナス575万円余は、指定管理者からの納付金を減額したことによるものであります。

それでは、16ページをお開きください。

2の決算報告書であります。

(1)の収益的収入及び支出であります。

①の収入をごらんください。

太枠の事業収益合計は、予算額2,462万円余に対し、決算額2,068万円余で、393万円余の減となっております。これは、主に指定管理者からの納付金を減額したことによるものであります。

②の支出をごらんください。

太枠の事業費合計は、予算額2,952万円余に対し、決算額2,767万円余、不用額185万円余となっております。

17ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出であります。

①の収入をごらんください。

太枠の資本的収入合計は、一般財団法人一ツ瀬川民スポーツセンターからの出資金の返還金70万円となっております。

②の支出をごらんください。

太枠の資本的支出合計は、予算額2,160万円余に対しまして、決算額1,007万円余で、不用額は、建設改良費や予備費などの執行残1,152万円余となっております。

欄外の米印をごらんください。

資本的収入が資本的支出に不足する額につきましては、①及び②に記載のとおり、借入金償還積立金等で補填したところであります。

18ページをお願いいたします。

3の損益計算書であります。

①の収益の部をごらんください。

太枠の収益合計は1,954万円余であります。主なものは、営業収益の施設利用料でありまして、指定管理者からの納付金を計上しております。このほか、営業外収益の受取利息、また、営業外雑収益として有価証券売却益などを計上しております。

②の費用の部をごらんください。

太枠の費用合計は2,654万円余であります。主なものは、営業費用の施設管理費であります。

なお、台風や大雨による冠水被害に伴う修繕費負担金などを、下から5行目にございます特別損失として計上をさせていただいております。

この結果、下から3行目、当年度純損失は699万円余となっております。これに、その下の行のその他未処分利益剰余金変動額937万円余、これは備考欄に記載のとおり借入金償還積立金の取り崩し額でございますが、これを加えました当年度未処分利益剰余金は237万円余となります。

19ページをごらんください。

4の貸借対照表であります。

表の左側をごらんください。

固定資産は6億5,170万円余、流動資産は2億2,919万円余となっており、表の一番左下の資産合計は8億8,090万円余となっております。

表の右側をごらんください。

固定負債は7億3,359万円余、流動負債は1,709万円余、繰延収益は136万円余で、負債合計は7億5,204万円余となっております。

資本金は9,555万円余、剰余金は3,329万円余で、資本合計は1億2,885万円余となっております。

この結果、表の一番右下の負債資本合計は8億8,090万円余となっております。

20ページをお願いいたします。

5の剰余金処分(案)であります。

未処分利益剰余金の処分につきましては、表中の未処分利益剰余金237万円余の全額を処分案のとおり資本金に組み入れることとしたいと考えております。

参考といたしまして、下の表に処分案による処分後残高を記載いたしております。

21ページをごらんください。

参考といたしまして、平成30年度における企業局から知事部局等への経費支出額を記載しておりますが、一番下の行に記載のとおり、一般会計への繰出金や多目的ダムの管理費など、合計19億円を支出しております。

議案の説明は以上であります。

続きまして、22ページをお願いいたします。

電気事業に係る継続費の精算報告についてであります。

対象工事が2件ございます。

まず、(1)綾第一発電所発電機自動制御装置更新工事であります。

①の工事概要でございますが、これは、綾第一発電所の発電機2台の自動制御装置が設置から25年を経過したことから、平成28年度から3カ年をかけて更新したものであります。

内容といたしましては、平成28年度から29年度に、南発電機の自動制御盤に係る機器の製作、据えつけ、検査を行いまして、平成29年度から30年度に、北発電機の自動制御盤に係る機器の製作、据えつけ、検査を行ったものであります。期間といたしましては、平成28年9月から平成31年3月まででありました。

②の継続費精算報告書であります。上の収益的支出の表の事業費の営業費用は、既存の自動制御装置の除却に伴う費用であります。年

度の計の欄にございますとおり、全体計画232万円余に対しまして、実績は123万円余となりました。

その下の表の資本的支出の建設改良費は、新しい自動制御装置の設置に伴う費用でございますが、年度の計の欄にございますとおり、全体計画3億899万円余に対しまして、実績2億9,576万円余となりました。

次に、23ページをごらんください。

(2)渡川発電所取付道路工事でございます。

①の工事概要にございますとおり、現在、渡川発電所におきまして、施設の老朽化に伴い更新工事を行っているところでございますが、水車発電機等の重量物の運搬に当たり、既設市道である橋梁では、経年劣化等により運搬路として利用することが困難な状況がございました。このため、既設市道の代替路として上流側に新たに道路を整備し、予定されている重量物の運搬ルートを確保いたしますとともに、今後の渡川発電所の維持管理用道路としての機能も確保したところでございます。

内容といたしましては、運搬路に係る橋梁上部工及び道路新設工事を行ったところでございまして、期間といたしましては、平成29年4月から平成31年3月まででございました。

②の継続費精算報告書でございますが、資本的支出の建設改良費につきましては、年度の計の欄にございますとおり、全体計画2億5,000万円に対しまして、実績2億4,027万円余となりました。

最後に、24ページをお願いいたします。

3、平成30年度企業局に係る監査結果報告書指摘事項等でございますが、指摘事項等はございませんでした。

監査委員の決算審査意見書にしまして、特

に報告すべき事項はございません。

説明は以上でございます。

○安田主査 執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様からの質疑はありませんか。

○井本委員 電力の自由化で、何か前と変わったところがありますか。

○田原経営企画監 電力自由化になりまして、企業局が九州電力に売電しておりますが、平成27年度までは総括原価——費用に適正な利潤を加えた総括原価で決まっていたわけですが、自由化になりまして、制度的に総括原価という決め方によらなくなりました。

ただ、実際上は総括原価に準じたやり方で利益を弾いておりますので、現実的には、それほど大きな問題ではないところでございます。

○井本委員 今後、工夫次第では、もっともうかるとか、下手すると損失が出るとか、そういうことはあり得るんですか。

○田原経営企画監 令和7年度までは九州電力と長期契約がございまして、基本的に、今の総括原価ベースでの料金を維持していきたいと考えておりますが、もし、その長期契約が早目に終わった場合には市場価格での取引になります。そうなりますと、乱高下というか上下がございまして。高いときは十四、五円とか、逆に安ければ7円台とか、そういう感じで非常に変動が大きく、これまでどおりの安定した収入は、なかなか得にくくなる可能性がございまして。

○井本委員 ことしも暑い日が続いて、恐らくクーラーも随分動いていたけれども、電力を節約しろという話は全然出なかったところを見ると、電力が大分余っているというか、十分だということなんでしょうか。

○田原経営企画監 東日本大震災が発生してしばらくは、原子力発電所がとまっております

ので、電力の供給量がなかなか足りない状況がございまして、計画停電もあったわけですが、最近では、原子力発電所が運転を始めて、今のところはそれほど電力が不足するという状況にはないと考えられます。

○濱砂委員 7ページの貸借対照表の投資の、その他の資産125億9,000万円とあるんですが、株式投資はどこにしているんですか。

○奥総務課長 株式を持っていますのは九州電力株式会社、宮崎銀行、宮崎太陽銀行の3つでございます。

○濱砂委員 長期貸し付けはどこにしているんですか。

○奥総務課長 電気事業から企業局の工業用水道事業と地域振興事業に貸し付けております。

○濱砂委員 細かいんですが、6ページの営業外費用の固定資産売却損の公用車売却とは。

○奥総務課長 公用車の減価償却した後の時価から実際に売却した金額を差し引きまして、若干損が出たということでございます。

○濱砂委員 見込みと違ったということ。

○奥総務課長 そうでございます。

○濱砂委員 その下、雑損失の事業外固定資産に係る経費は、何ですか。

○奥総務課長 大きなものとしまして、開発事業特別資金特別会計に1,700万円ほど、九電の復元株の分を知事部局の会計に、毎年繰り出している部分でございます。

○濱砂委員 ページがわからないんですが、指定管理で被害を受けた分を減額したとかなんとかという説明がなかったですか。ゴルフ場。

○奥総務課長 資料の15ページの(2)施設利用料収入というのがございまして、これは施設利用料の目標が2,000万円、これは毎年の指定管理料でございましたが、実績が1,424万2,000円

で、575万8,000円が利用料の減額をしたものでございます。

○濱砂委員 これは契約で2,000万円を委託しますよね。災害が発生したために、その委託料を減額したということですか。まけてやったということ。

○奥総務課長 災害につきましては、財団のほうの責務ではなく自然災害でございますので、その部分につきましては減額をしたということでございます。

○濱砂委員 契約上、そういう契約になっている。

○奥総務課長 これは特別損失ということで、契約の中で、契約にないことについては両者で話し合いをして決めるということになっております。

○濱砂委員 それでいいんですね。ちょっと詳しいことがわからないんですが、勝手に減額ができるということなんですか。

○田原経営企画監 指定管理者とは基本協定書というのを結んでおりまして、その中で、今回のような天候による不可抗力、そういった場合には、その基本協定書に定めのない事項ということで、お互い協議して決めましようとなっております。

○濱砂委員 どうなのか。金額決めているわけだから、ちょっと詳しくはわからない。手続きがどうなのか。

○田原経営企画監 納付金が2,000万円となっている理由でございますか。

○濱砂委員 いや、当然に指定管理しますよね。議決をしますよね。2,000万円という数字を変更するのは、議会の議決は要らないんですか。

○田原経営企画監 指定管理料につきましては、企業局と指定管理者の間の協定で今回のような

場合に変更があるということでございます。

○濱砂委員 できるんですね。違法ではない、これが正当なやり方ということですね。

○田原経営企画監 おっしゃるとおりでございます。

○有岡副主査 決算書の中の33ページの緑のダム造成事業ですが、平成30年度現在で220ヘクタールの森林の整備というか、植栽等をやられたという実績がありますが、ここら辺の実態というのは、今、どうなっているんでしょうか。例えば、草刈り等の管理とかも含めて、今、どういう委託なり管理をしていらっしゃるのか現況をお伺いいたします。

○奥総務課長 平成30年度につきましては、取得した面積はございませんが、植林面積が7.6ヘクタール、植林した本数が1万8,550本、下刈りの面積が72.16ヘクタールでございます。

○有岡副主査 そういった大変広い範囲の管理をしていただいている中で、例えば、航空写真とかドローンを飛ばして現況の管理をするとか、この220ヘクタールの現状の管理というのはいかがなものなんでしょうか。

○奥総務課長 昨年度、森林組合に委託しまして各地域を調査しております。実績でいいますと、大体全体の6割ぐらいが順調に生育しているという結果でございました。

○有岡副主査 先ほども盗伐等の問題が警察の中で出まして、管理をふだんから相当しておかないとなかなか現地の状況が把握できないなという話をしていたんですけれども、そういった意味では、今回7.62ヘクタールということで若干減っていますが、今後植栽していくにしても、管理をうまくやっていかなければ事業としてもいけないのかなと思っております。

いずれにしても、この事業を継続しながら水

源涵養を高めていくことが大変重要だと思いますので、今後とも植栽等も含めて、よろしくお願いいたします。

○蓬原委員 先ほどの指定管理者について、ほかの部署でも指定管理者があつて、例えば5年とか年限を切つて指定管理者が決まるときに、たしか議会の認定というか、承認というか、議決を必要としているように思います。例えば、前、えびの高原の国民宿舎がたしか爆発によって著しく観光客が減ったときに、指定管理料を減額しないと大変だということで、記憶が100%ではありませんけれど、議会で説明を受けた記憶があります。

これは決算ですから昨年度ですが、ことしはモリタゴルフになったわけですよ。例えばモリタゴルフになったときに当然、指定管理料は年間幾らだということも含めて、議会にその同意を求める議案は上がったんじゃないかと思いますが、それが途中減額になることによって、自由に企業局と指定管理者との間で、先ほどの説明からいくとできるということだった。これは本当に間違いないですかね。ほかの部局の指定管理者の認定にもかかわる話になりますが、一応念のため、再度確認をしておきます。

○田原経営企画監 ちょっと確認させてください。

○蓬原委員 それがいいと思います。でないと自由にできるということになるから。

○安田主査 暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時22分再開

○安田主査 分科会を再開いたします。

ほかに質疑はないでしょうか。

○函師企業局長 先ほど蓬原委員から御質問の

あつた件につきまして、内容を確認したいと思いますので、時間をおいて報告をさせていただきたいと思います。

○安田主査 あすの朝10時でよろしいでしょうか。

○函師企業局長 よろしくお願いいたします。

○安田主査 それでは、質疑もないようですので、以上で審査を終了したいと思います。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時25分再開

○安田主査 分科会を再開いたします。

あす4日金曜日の分科会は午前10時に再開し、企業局、そして教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で、本日の分科会を終了いたします。

午後3時25分散会

令和元年10月4日(金曜日)

午前9時58分再開

出席委員(6人)

主	査	安	田	厚	生
副	主	査	有	岡	浩一
委	員	蓬	原	正	三
委	員	井	本	英	雄
委	員	濱	砂		守
委	員	日	高	利	夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企業局

企	業	局	長	凶	師	雄一
副	局	長	(野	口	和彦
	総	括)			
副	局	長	(土	屋	喜弘
	技	術)			
総	務	課	長	奥		浩一
経	営	企	画	田	原	充生
工	務	課	長	森	本	誠二
電	気	課	長	新	穂	浩一
施	設	管	理	上	石	浩
総	合	制	御	楠	見	博

教育委員会

教	育	長	日	隈	俊	郎
副	教	育	長	亀	澤	保彦
教	育	次	長	川	越	淳一
	(教	育			
	政	策	担			
	当)				
教	育	次	長	黒	木	健一
	(教	育			
	振	興	担			
	当)				
教	育	政	策	中	嶋	亮
	課	長				

財	務	福	利	課	長	本	田	潤	一			
育	英	資	金	室	長	重	盛	俊	郎			
高	校	教	育	課	長	児	玉	康	裕			
義	務	教	育	課	長	東		宏	太朗			
特	別	支	援	教	育	課	長	酒	井	裕	市	
教	職	員	課	長	黒	木		貴				
生	涯	学	習	課	長	新		純	一	郎		
ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	萩	尾	英	司	
高	校	総	体	推	進	課	長	米	丸	麻	貴	生
文	化	財	課	長	四	位	久	光				
人	権	同	和	教	育	課	長	鎌	田	剛	史	
図	書	館	長	中	原	光	晴					
美	術	館	副	館	長	加	塩	美	昭			
総	合	博	物	館	長	黒	木	義	博			

事務局職員出席者

議	事	課	主	幹	関	谷	幸	二		
議	事	課	主	任	主	事	三	倉	潤	也

○安田主査 分科会を再開いたします。

きのうから持ち越しになっておりました質疑について、執行部の答弁をお願いします。

○凶師企業局長 企業局でございます。

昨日の地域振興事業に係る指定管理者の納付金に関する御質問につきまして、回答のためにお時間をいただくこととなり、まずはおわびを申し上げます。座って説明をさせていただきます。

昨日、御質問いただきました納付金の減額は議会の議決事項ではないのか、また、議会の報告はどうなっているのか等につきましてお答えをいたします。

まず、今回の決算の対象となっております平成30年度時点の指定管理者につきましては、平成25年11月議会におきまして「公の施設の指定

管理者の指定」についての議案を提出しており、議決を求める事項といたしまして、1つ目、施設の名称、2つ目、指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、3つ目、指定の期間、この3つとなっております。納付金は含まれておりません。

しかしながら、納付金の減額が地域振興事業会計の決算に与える影響は大きいものでありますことから、このように納付金の減額をするような場合には、丁寧に御説明をすべきであったと反省しております。

なお、議会への報告につきましては、ことしの2月の議会におきまして台風等の災害による企業局の費用負担増額の補正予算を提出しておりますが、納付金の減額につきましてはその時点では1年間の利用者数の確定ができず、予算の補正は困難な状況でございました。

このため、常任委員会におきまして、コースが3度冠水し、17日間のクローズを余儀なくされたことなどから納付金を減額する予定であること、減額する納付金額については3月末までの利用者の状況により、総合的に判断することを申し上げたところであります。

今後とも委員会におきましての議案や報告等につきましては、なお一層丁寧な説明に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○安田主査 ただいまの答弁について質疑等はありませんでしょうか。

○井本委員 何で3つだけ議決すればいいようになってきているか、その根拠を言ってほしいときの中から言っているのに、ここは法治主義なんだから、その法の根拠はどこにあるのか。3つ議決したことはわかりました。議決した事実を持って来るんじゃないくて、何で3つだけでいい

んですかということを行っているんであって、その辺を聞かせてください。

○奥総務課長 公の施設の指定管理者の指定に当たりますての議決要件につきましては、総務省の自治行政局長の通知が出ております。この中で指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定機関等と定められております。これをもとに県としてのいろいろな指定管理者の指定がございますので、県の方針として条例の議決事項で、この3つを決めているということでございます。

○井本委員 企業局がやる場合と、行政が直接やる場合と違うわけでしょう。

○奥総務課長 知事部局とということでありましたら、一緒でございます。

○井本委員 一緒なの。

○奥総務課長 はい。

○井本委員 一緒だったらおかしいじゃないの。

それなら、どうしてえびのでやったときは議決してとなっているのか。我々は違いを言っているわけよ。知事部局が直接指定管理者をするのと、ここはワンクッション置いているわけ、企業局というものを。企業局が指定管理を出す場合と違うんじゃないのって、その根拠を言っているわけだから、きのうから。

○奥総務課長 商工観光労働部の指定管理者の件でございますが、調べましたら向こうも議決要件としての審議ではなくて、補正予算の議案を審議いただくということで、その中身が議決要件であったかどうかということではないと聞いております。

○井本委員 大丈夫か。

○奥総務課長 そこは大丈夫でございます。

○井本委員 信じられんけれども、それでは何

で企業局をつくっているの。企業局をつくってわざわざ事業をやっているわけでしょう。企業局と県の行政が直接やる場合と同じように総務省が扱っているというのも私はぴんとこないんだけど、本当にそうなのか。間違いないか。

○奥総務課長 間違いありません。

○井本委員 だったら、えびのの件は補正予算との絡みだったからやったということか。

○奥総務課長 審議の中身は議決要件としての審議ではなくて、補正予算の中身の増額補正の関係の審議であったと聞いております。

○蓬原委員 記憶があいまいだったという前提でしましたけれども、説明があったのは間違いないで、それが公の施設の指定管理者の指定と同じように議決事項であったかどうかということは、私もそうは思っていません。そこは記憶が曖昧で、そういう説明があったことを申し上げて、今回の場合のこの一ツ瀬のゴルフ場については議決が要らないのかということだったので、そこは議決であったという確証は私ありません。

○井本委員 わからんのやね。もう1回自分でも調べてみましょう。わかりました。

○蓬原委員 確認だけしておきます。きのう私が質問をしたわけだから。要するに、行政においても企業局においても、この指定管理者についての議決事項はこの3つということで共通だということですね。

○奥総務課長 そういうことでございます。

○安田主査 ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時10分再開

○安田主査 分科会を再開いたします。

平成30年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○日隈教育長 おはようございます。教育委員会でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、お礼を一つ申し上げたいと思います。

9月21日に開催いたしました第41回宮崎県高等学校総合文化祭の総合開会式には、渡辺委員長を初め多くの委員の皆様大変お忙しい中、御出席いただきました。この場をおかりして御礼申し上げます。ありがとうございました。

ここからは座って説明させていただきます。

それでは、平成30年度決算につきまして御説明いたします。

お手元のA4番横方向の資料、決算特別委員会資料、教育委員会分をお願いいたします。

表紙をおめくりいただきまして、まず1ページから2ページでございますけれども、ページ番号は上のページは右上、下のページは右下と打ってございます。

まず、平成30年度未来みやざき創造プラン(長期ビジョン)に基づきます施策の体系表により重要施策につきまして御説明いたします。

教育委員会では、体系表の左上にあります宮崎県総合計画、未来みやざき創造プランの3つの分野別施策の——人づくり、暮らし、産業と3つありますけれども、この中で人づくりに係る部門別計画として第二次宮崎県教育振興基本計画を策定しております。

第二次宮崎県教育振興基本計画につきまして、今年度6月に新たな計画を策定し、議決をいただいたところでございますけれども、本日の資料にお示ししている体系表は昨年度までのものとなっております。

計画では中ほどの施策の目標1から5と5つの施策の目標で構成しておりますけれども、施策ごとに右側に掲げております事業に取り組んだところであります。

続きまして、3ページをごらんください。

教育委員会全体の平成30年度歳出決算の状況でございます。

まず、一般会計であります。表の下から5段目——網掛けでちょっと灰色になっておりますけれども、この行の一般会計の計の欄をごらんください。予算額が1,053億3,912万7,000円、次の欄になりますが、支出済額1,044億2,148万4,217円、3つ右になりますけれども、不用額8億3,235万6,783円でございます。その右になります。執行率が99.1%であります。

次に、特別会計でございます。表の下から4段目と3段目の括弧内に示しておりますけれども、県立学校実習事業と育英資金の2つの特別会計がございます。下から2段目の網掛け——灰色のところですが、特別会計の合計の計の欄をごらんください。同じように予算額が19億3,876万5,000円、支出済額10億876万9,041円、3つ右になりますが、不用額が9億2,999万5,959円でありまして、その右の執行率は、52.0%であります。

最後に、資料の31ページをごらんください。

監査結果報告書における指摘事項及び注意事項等を記載しております。これらの指摘事項等に対しましては、直ちに改善を図ったところであるます。

また、お手元に別冊であります平成30年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきましては、1件の審査意見がありましたので、後ほど詳しく関係課長から説明申し上げます。

私からの説明は以上であります。それぞれ詳細につきまして、担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○中嶋教育政策課長 それでは、教育政策課につきまして御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料に戻っていただきまして、教育政策課のインデックスがついておりますので、その4ページをごらんいただきたいと存じます。

一番上の(款)教育費の欄であります。平成30年度の教育政策課の一般会計予算は31億3,194万4,000円、その右にあります支出済額は31億1,731万409円、そして不用額につきましては1,463万3,591円、執行率は99.5%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

同じ4ページの中ほどにあります、(目)事務局費の不用額が896万5,164円となっております。主なものは、事務局職員の職員費などの執行残であります。

次に、5ページをお開きください。

1番上にあります、(目)教育研修センター費の不用額が125万5,942円となっております。主なものは、教育通信ネットワークに係る経費の執行残であります。

次に、ページの中ほどにあります、(目)社会教育総務費の不用額が324万7,068円となっております。これは事務局職員の職員費の執行残であります。

なお、(目)の執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の教育政策課のインデックスのところ、351ページをお開きください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(1)県民総ぐるみによる教育の推進についてであります。

ページの中ほどの表にありますようにテレビ教育広報事業であります。これはMR TとUM Kの2局において教育委員会の取り組みについての番組を制作・放送し、県民への周知を行うもので、平成30年度は、MR Tで52回、UM Kで16回の放送を行いました。

表の下の施策の成果等にありますように、テレビ広報による情報発信につきましては、映像の効果的な活用により、幅広い世代が年間を通して定期的に視聴できるなど、その効果は大きいものと考えております。今後も、多くの視聴者に興味を持ってもらえるような番組づくりに努め、県民の教育に対する理解を深めながら、県民総ぐるみによる教育を推進してまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

教育政策課は以上でございます。

○本田財務福利課長 財務福利課でございます。決算特別委員会資料の財務福利課のインデックスのところ、6ページをお願いいたします。

まず、表の一番上をごらんください。

一般会計についてであります。予算額35億8,800万1,000円に対しまして、支出済額34億7,441万3,723円、翌年度繰越額7,700万円、不

用額3,658万7,277円でありまして、執行率は96.8%でございます。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明を申し上げます。

まず、表の上から5段目をごらんください。

(目)事務局費におきまして、不用額が174万671円となっております。この主なものは課内の事務費等の執行残であります。

また、表の下から6段目、工事請負費につきまして、明許繰り越しを行っております。

同じ行の中ほどの明許の欄であります。繰越額は7,700万円となっております。これは県立学校6校におけるブロック塀改修工事について、関係機関との調整等に日時を要したため工期が不足したことによるものであります。

次に、7ページをお願いいたします。

表の上から2段目、(目)教職員人事費におきまして、不用額が107万6,652円となっております。この主なものは、職員の健康管理事業に係る役務費等が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、表の下から3段目、(目)恩給及び退職年金費におきまして、不用額が434万8,304円となっております。この主なものは、恩給受給者の死去に伴う恩給支給額の減少によるものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

表の上から3段目、(目)高等学校管理費におきまして、不用額が811万8,953円となっております。これは、県立学校39校の一般運営費等の執行残であります。

次に、9ページをお願いいたします。

表の上から3段目、(目)特別支援学校費におきまして、不用額が193万5,369円となっております。

ます。これは特別支援学校13校の一般運営費の執行残であります。

次に、10ページをお願いいたします。

表の上から4段目、(目) 文教施設災害復旧費におきまして、不用額が1,876万4,394円、執行率が36.5%となっております。これは、台風24号などにより被害を受けた教育施設等の災害復旧に要する経費として1,080万5,606円を執行しておりますが、該当事業の発生が少なかったことによる執行残であります。

次に、11ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。

表の上から4段目、(目) 高等学校管理費の不用額が6,227万5,660円、執行率が75.3%となっております。

この主なものは、施設・設備の修繕料の執行残や燃料費の節減等によるものであります。

次に、12ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。表の上から4段目、(目) 事務局費の不用額が8億6,772万299円、執行率が48.6%となっております。この主なものは、貸付予算額と実績額の差額によるものなどであります。

委員会資料につきましては、以上であります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

資料が変わりまして、主要施策の成果に関する報告書、財務福利課のインデックスのところ、352ページをお開きください。

主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

(4) 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実であります。

施策推進のための主な事業及び実績につきまして、表の一番上の維持管理であります。これ

は、県立学校54校の維持管理や26校19棟の老朽化対策工事等を実施したものであります。

次に、その下の育英資金貸与であります。育英資金につきましては、一般育英資金が2,346人、へき地育英資金が130人、合わせて2,476人に貸与したところであります。

次に、353ページをお願いいたします。

学校職員健康づくり推進であります。これは、教職員が能力を十分発揮できる環境の整備を行うため、メンタルヘルス研修や臨床心理士及び教職員OB職員による相談事業等を実施したものであります。

主要施策の成果については、以上であります。

次に、宮崎県歳入歳出決算審査意見書をお願いいたします。

45ページをお願いいたします。

(11) 育英資金特別会計についてであります。

ページの下の方にあります、意見・留意事項等におきまして、「貸付金の償還促進については様々な対策が講じられているが、収入未済額は前年度に比べ増加していることから、その解消と新たな発生防止について、引き続き努力が望まれる」という意見をいただいております。

平成30年度は滞納未然防止の一層の強化、それから長期滞納者等に対しては、法的措置として支払い督促申し立てやこれまで行っていなかった強制執行を行うなどの対策を講じたところであります。

こうした取り組みにより、毎年約5,000万円程度ふえていた収入未済額を平成30年度は約2,900万円の増にとどめたところであります。

今後とも、収入未済額の圧縮、それから新たな滞納の未然防止に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○児玉高校教育課長 高校教育課分について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、高校教育課のインデックスのところ、13ページをお願いいたします。

一番上の教育費の欄でございますが、予算額は38億3,768万5,000円で、支出済額が38億896万2,766円、不用額が2,043万6,234円、執行率は99.3%であります。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

なお、執行率90%未満の(目)はございません。

まず、表の3行目、事務局費の不用額1,339万5,770円であります。これは、主に授業料に充当する高等学校等就学支援金及び授業料以外の教育費に充当する奨学のための給付金に係る実績額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

また、表の一番下、工事請負費につきまして、明許繰り越しを行っております。

同じ行の中ほどの明許の欄ではありますが、繰越額は828万6,000円となっております。これは妻高校の商業棟の関連工事について関係機関との調整に日時を要したため、工期が不足したことによるものであります。

14ページをお開きください。

表の1行目、教育指導費の不用額321万1,051円であります。主なものは、高等学校に配置している外国語指導助手の報酬及び県立高校と県内企業のネットワーク強化事業における企業見学等のバス借り上げ料等の執行残であります。

次に、表の中ほどの高等学校総務費の不用額137万1,069円であります。これは、入試問題作成事務に係る印刷等の需用費の執行残であり

ます。

15ページをお開きください。

表の1行目、教育振興費の不用額214万8,216円であります。主なものといたしまして、みやぎ産業人材育成事業における外部指導者への報償費及び定時制・通信制ひろがる夢支援事業における消耗品等の需用費の執行残であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の高校教育課のインデックスのところ、355ページをお開きください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(2)社会を生き抜く基盤を育む教育の推進についてであります。

356ページの表の2段目、改善事業、宮崎の豊かな未来をつくる芸術教育総合支援事業であります。小・中・高校教員を対象に書写指導実技研究会、伝統芸能実技研修会、指導力向上実技講習会を実施し、芸術教育の支援をしてまいりました。

また、高校芸術科教員に本県の伝統文化を教材化する研究・開発をしてもらうなど、本県の芸術文化教育に資するさまざまな取り組みを行ったところであります。

次に、358ページをお開きください。

(3)宮崎や日本、世界の将来を担う人材を育む教育の推進であります。

359ページの表の一段目、改善事業、宮崎の教育グローバル化推進事業であります。留学支援担当者の研修会、留学意識の醸成を目的としたワールドキャンプ in h i n a t a、台湾高校生来日交流プログラム等を実施いたしました。これらの取り組みにより、平成30年度の県立高校生の2週間以上の留学者数は過去5年間で最も多く46名でありました。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

高校教育課からの説明は、以上でございます。

○東義務教育課長 義務教育課分について御説明いたします。

決算特別委員会資料にお戻りいただきまして義務教育のインデックス16ページをお願いいたします。

一番上の教育費の欄でございますが、義務教育課の予算額は、1億2,051万1,000円で、支出済額が1億1,284万3,376円、不用額が766万7,624円、執行率は93.6%であります。

このうち(目)の不用額が100万円以上または執行率90%未満のものについて御説明いたします。

表の5行目、教育指導費の不用額761万6,578円です。執行率は93.6%であります。主なものは、初任者研修における後補充の非常勤講師の報酬や旅費、また、教職10年経過研修等における教職員に対する旅費の実績額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、主要施策の成果についてであります。主要施策の成果に関する報告書をごらんいただき、義務教育課のインデックス362ページをお願いいたします。

2の「未来を担う人財が育つ社会」の(2)の表の上段にあります、改善事業、子どもの学びを支える学力向上推進について御説明いたします。

毎年4月に実施されます、全国学力・学習状況調査において、小・中学校ともに課題が見られたことから、市町村教育委員会と連携いたしまして学力向上取り組むため、授業改善を目的

とした重点支援校を56校指定し、延べ274回の学校支援訪問を実施いたしました。

さらに、本県独自の学習状況調査を実施するとともに、集計システムによる分析をもとに県内の教諭等を対象に授業づくり研修会を実施いたしました。

その結果、教員の課題を踏まえた授業改善への意識の変容が見られるようになってまいりました。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

義務教育課からの説明は、以上であります。

○酒井特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

決算特別委員会資料、特別支援教育課のインデックスのところ、17ページをお開きください。

表の一番上の教育費の欄でございますが、予算額は4億9,293万2,000円で、支出済額が4億7,262万5,278円、不用額は2,030万6,722円、執行率は95.9%でございます。

このうち(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

表の6段目、教育指導費の不用額625万6,231円です。主なものは、特別支援学校医療的ケア実施事業における看護師の報酬、県立高等学校生活支援充実事業における委託料等の執行残であります。

次に、表の下から6段目、特別支援学校費の不用額、1,297万1,889円です。これは主に特別支援教育就学奨励費事業における扶助費の執行残であります。

次の18ページをごらんください。

保健体育総務費の執行率が75.5%であります。これは、要保護及び準要保護児童生徒への医療費等の扶助費の執行額が見込みを下回ったためであります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の特別支援教育課のインデックス365ページをお願いいたします。

表の4段目、改善事業、支援をつなぐ特別支援教育エリアサポートであります。障がいがある子供の多様な学びへの対応や、校内支援体制の充実を図るため、協議会等の開催やエリアコーディネーター等による学校巡回支援を実施いたしました。

また、エリア研修に延べ1,107名の参加があり、専門性の向上が図られました。

次に、366ページをお願いします。

表の1段目、改善事業、みやざき心のバリアフリー推進であります、小・中・高等学校と特別支援学校の児童生徒による交流及び共同学習に合計26校、2,806人の児童生徒が参加し、障がい者理解の推進を図りました。

また、バリアフリーフォーラム実施により、広く一般県民に対して障がいや障がい者についての理解啓発を図ることができました。

次に、表の4段目、新規事業、高等学校における通級による指導体制構築であります。8つの拠点校におきまして、対象生徒決定までのプロセスや、単位認定等のあり方等、通級による指導の導入に当たっての課題を解決するため、外部専門家を招いた研修等を行いました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

特別支援教育課の説明は以上でございます。

○黒木教職員課長 教職員課につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の教職員課のインデックス、19ページをお開きください。

表の一番上、教育費の欄であります。予算額は919億6,738万1,000円、支出済額は912億8,788万5,930円、不用額は6億7,949万5,070円、執行率は99.3%となっております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

まず、(目)教職員人事費の不用額が4億8,102万1,549円となっております。この不用額の主なものは、退職手当費の執行残であります。

下から5段目の(目)教職員費の不用額が6,248万4,637円、20ページにあります上から2段目の同じく(目)教職員費の不用額が6,323万2,945円、中ほど8段目の(目)高等学校総務費の不用額が4,982万586円、下から5段目の(目)特別支援学校費の不用額が2,293万5,353円となっております。これらの不用額の主なものは、いずれも教職員の給料及び職員手当等の執行残であります。

なお、(目)の執行率が90%未満のものにつきましては、該当はございません。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

主要施策の成果に関する報告書の教職員課のインデックス、368ページをごらんください。

2の、未来を担う人財が育つ社会の(4)魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。

表にあります、学び続ける教職員のキャリア形成推進では、次世代の教育を担う若手や中堅の教員を対象としたマネジメントリーダー養成塾を4塾開設し、24名のメンバーに対し各塾に

において本県教育の課題解決に向けた研究やマネジメント力を高める研修等を実施し、次世代のマネジメントリーダーの育成を図ったところであります。

また、他の教員の模範となるスーパーティーチャー16人を委嘱し、平成30年度は延べ8,879人の教員が授業公開や研修会に参加しました。

このほか、教員を希望する学生や講師等を対象とした宮崎教師道場の実施などを通して、教員全体の資質向上を図ったところであります。

369ページにあります施策の進捗状況につきましては、教員の93%が授業の改善に努めており、延べ2万3,896人が、県教育庁が実施する研修を受講しております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

教職員課は、以上でございます。

○新生涯学習課長 生涯学習課でございます。

決算特別委員会資料に戻っていただきまして、生涯学習課のインデックスのところ、21ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄であります。生涯学習課の予算額は7億149万円、支出済額は6億9,042万4,283円、不用額は1,106万5,717円であり、執行率は98.4%となっております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

同じ21ページの上から3段目、(目)社会教育総務費の不用額は、317万4,763円となっております。主なものは、みやざき家庭教育サポートプログラム普及などの講師等旅費の執行残や、みやざき地域学校パートナーシップ推進に係る市町村補助金の額確定に伴う負担金・補助及び交付金の執行残であります。

次に、22ページをごらんください。

(目)図書館費の不用額は294万7,055円となっております。主なものは、県立図書館における光熱水費等の経費節減に伴う需用費の執行残や、屋上改修工事入札に係る工事請負費の執行残であります。

次に、23ページをごらんください。

(目)美術館費の不用額は、494万3,899円となっております。主なものは、県立美術館における空調設備更新工事入札に係る工事請負費の執行残や展覧会等に係る委託料の執行残であります。

なお、(目)の執行率が90%未満のものは該当ございません。

続きまして、主要施策の成果について説明いたします。

資料がかわりまして、主要施策の成果に関する報告書の生涯学習課のインデックス、371ページをお開きください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(1)県民総ぐるみによる教育の推進についてであります。

改善事業、みやざき地域学校パートナーシップ推進では、地域学校協働活動事業等の3つの補助事業を行い、地域全体で子供の学びを支援するための体制整備の充実を図りました。

また、学校と地域の連携・協働を推進するため、県民総ぐるみによる教育推進研修会を県内7地区で実施いたしました。

次に、373ページをお開きください。

(2)社会を生き抜く基盤を育む教育の推進であります。日本一の読書県を目指した総合推進では、音読教室の講習会等を行うとともに、県民の読書に対する関心を高めるためのフォーラムを開催しました。

また、県立学校での学校司書、エリアコーディネーターによる学校図書館の環境整備や授業支

援、県立図書館でのやまびこ文庫やマイラインサービスを継続して行い、全県的な読書環境の向上に取り組んでおります。

次に、376ページをお開きください。

(2) 文化の振興についてであります。表の4段目、宮崎県美術品等取得基金では、基金を活用して、本県出身で全国的にも活躍した日本画家の作品2点と海外の優れた作品1点の計3作品を購入し、コレクションの充実を図ったところであります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はありません。

生涯学習課は以上でございます。

○萩尾スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

決算特別委員会資料をごらんください。スポーツ振興課のインデックス24ページをお開きください。

一番上の教育費の欄でございますが、予算額が9億105万9,000円、支出済額が8億6,570万8,101円、不用額は3,535万899円、執行率は96.1%となっております。このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

上から3段目、(目)保健体育総務費の不用額が3,241万436円となっております。この不用額の主なものは、下から2つ目、負担金・補助及び交付金で、日本スポーツ振興センター共済給付金に係る執行残であります。

続きまして、25ページ、上から1段目、(目)体育振興費の不用額が284万8,479円となっております。この不用額の主なものは旅費で、国民体育大会派遣費等に係る執行残でございます。

なお、執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果についてでございます。

お手元の主要施策の成果に関する報告書をごらんください。

スポーツ振興課のインデックス378ページをお開きください。

主なものにつきまして、御説明いたします。

人づくりの2、未来を担う人財が育つ社会の(2)社会を生き抜く基盤を育む教育の推進についてでございます。

その下の表の2番目にあります運動大好き！学校体育活動充実事業では、全公立学校で体力向上プランを作成し、体力向上の計画的な取り組みを推進するなど、児童生徒の体力向上に努めました。

続きまして、380ページをごらんください。

3、生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会の(3)スポーツの振興についてでございます。

下の表の3番目にあります、改善事業、みよぎの次代を担う少年競技力育成事業では、中学・高校の部活動において県内トップの力を有する指定校や、全国高校総体南部九州大会県内開催9競技の1位校に対し、遠征費等を支援するなどして、少年競技力の向上に努めました。

続きまして、381ページをごらんください。

表の5番目にあります、改善事業、スポーツで人が輝く元気な宮崎に！スポーツ習慣化促進事業では、生涯スポーツの推進を図る研修会や、1130県民運動の啓発を図る出前講座の実施等により、スポーツ参画人口の拡大に努めました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。

○米丸高校総体推進課長 高校総体推進課でございます。

決算特別委員会資料、高校総体推進課のインデックス26ページをお開きください。

表の一番上、教育費の欄でございますが、予算額は5,016万4,000円、支出済額は4,933万8,292円、不用額は82万5,708円、執行率は98.4%となっております。

なお、(目)の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の高校総体推進課のインデックス383ページをお開きください。

表にあります全国高等学校総合体育大会開催準備事業は、令和元年度全国高等学校総合体育大会開催に向けた準備として、実行委員会総会、各種専門委員会を合計12回開催し、事業計画や予算の審議、各専門事項に係る実施要項や業務推進計画の決定等を行いました。

また、競技役員等の養成事業が9競技で実施され、講師を招いた研修会や審判資格取得のための講習会を開催することにより、競技役員や補助員の確保、養成、技能向上を図ることができました。

そのほか、広報・啓発活動として地域のイベントや商業施設等で高校生による大会PR活動やラッピングバスの運行、各種広報物の作成・配布等により大会機運の醸成を図ることができました。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、

特に報告すべき事項はありません。

高校総体推進課は以上でございます。

○四位文化財課長 文化財課につきまして、御説明いたします。

資料をお戻りいただきまして、決算特別委員会資料の文化財課のインデックスのところ、27ページをお開きください。

一番上、(款)教育費の欄であります。平成30年度の文化財課の一般会計予算額は4億5,369万9,000円、支出済額は4億4,990万157円、不用額は379万8,843円、執行率は99.2%となっております。

このうち、(目)の不用額で100万円以上のものにつきまして、御説明申し上げます。

同じ27ページの上から4段目、(目)文化財保護費の不用額が111万9,495円となっております。主なものといたしましては、西都原古墳群調査整備に係る調査委託費や埋蔵文化財発掘調査に係る賃金の執行残などです。

次に、28ページをごらんください。

上から2段目、(目)総合博物館費の不用額が267万9,348円となっております。主なものといたしましては、施設の管理に関する委託料の入札残や人件費の執行残などです。

なお、(目)の執行率で90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の文化財課のインデックスのところ、384ページをお開きください。

3の生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会、(2)文化の振興についてであります。

表の一番上にあります改善事業、ひなた文化資源発信でございます。

この事業は、日本遺産認定を目指す市町村へ

の支援を行うほか、専門家を招聘して文化財の調査を行うものであります。

日本遺産につきましては、申請の翌年度に認定がなされますが、平成30年度は前年度に申請した3件のうち1件が認定され、また新たに2件の申請を行ったところであります。

また、文化財指定に向けての調査については、県内15カ所で行っております。

なお、平成30年度中に、新たに5件が国及び県の指定文化財に、13件が国登録文化財になっております。

次に、その下にあります改善事業、神楽のユネスコ無形文化遺産！県民応援でございます。

この事業は、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指してさまざまな環境整備を行うものですが、保存団体への聞き取りなどの現地調査や映像等による記録保存を行う演目調査を進めるとともに、九州の神楽ネットワーク協議会を開催し、九州各県の国指定保存団体との連携強化を図ったところであります。

次に、385ページをお開きください。

表の上から2番目にあります改善事業、博物館がやってくる！文化財活用促進でございます。

この事業は、総合博物館、埋蔵文化財センターが県内各地に出向き、地域の文化財を活用した展示や講座等を実施するものであり、どこでも博物館、埋文セレクションとして、合わせて県内7会場ですべて実施することにより、文化財に触れる機会の充実に努めたところです。

主要施策の成果については以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

文化財課は以上でございます。

○鎌田人権同和教育課長 人権同和教育課について御説明いたします。

決算特別委員会資料、人権同和教育課のインデックスのところ、29ページをお開きください。

一番上の(款)教育費の欄でございますが、予算額は9,426万1,000円で、支出済額が9,207万1,902円、不用額が218万9,098円、執行率は97.7%です。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

表の中ほどの(目)教育指導費の不用額155万3,585円であります。

主なものは、学校等に派遣し、児童生徒へ学習支援を行うボランティア大学生の活動旅費等や国立教育政策研究所の事業に伴う委託料の執行残であります。

なお、(目)の執行率で90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果についてであります。

主要施策の成果に関する報告書の人権同和教育課のインデックスのところ、387ページをお開きください。

2、未来を担う人財が育つ社会の(2)社会を生き抜く基盤を育む教育の推進についてであります。

まず、表の2段目、新規事業、かけがえのない「いのち」を大切にす教育推進であります。

公立小中学校7校を指定し、生徒が互いに思いやり、支え合うピア・サポート活動に取り組んでおります。

また、7月の第1週を宮崎県いのちの教育週間に設定し、命の大切さについて考える機会としております。

その中で、すぐれた実践をまとめたリーフレットを作成し、各学校に配布いたしました。

次に、388ページをお開きください。

表の2段目、改善事業、みやざきの子どもを

守るネットトラブル対策であります。

ネットトラブル対応の県のホームページ「ネットいじめ目安箱」を改修し、投稿機能を強化するなど、利便性の向上を図りました。

また、相談案内カードを作成し、県内の全児童生徒に配布した結果、ネットいじめ目安箱へのアクセス件数は、平成29年度の1,131件から平成30年度は1,353件に増加いたしました。

主要施策に成果につきましては以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項等はありません。

説明は以上でございます。

○安田主査 執行部の説明が終了いたしました。

質疑がありましたらお願いいたします。

○日高委員 済みません。2月の予算編成時点の説明を受けていないので、質問の内容がまじりかたりしたら、その場で教えていただきたいのですが、まず、この資料の3ページに予算の概略が出ていますけれども、一般会計の歳出予算が1,044億円ですかね。これが教育委員会全体の歳出額ということですが、この中で人件費がトータルで幾らかかったか資料に出ているのかお伺いしたい。

というのは、例えば、教育政策課ですけれども、4ページの中ほどの事務局費で、報酬の次に給料とありますが、7億9,000万円ですね。ここで1回給料が出てきて、次に給料が出てくるのは19ページになるんですかね。19ページの下、小学校の給料が183億円、そして、その次の20ページの中学校の給料が118億円ですかね。これの3つの合計というのが給料ということになるんですか。その場合は、小学校の給料は19ページ、中学校は20ページ、それ以外の全ての給料は4ページで出てくることになるんですかね。

○中嶋教育政策課長 款項目の関係上、どうしても給与関係がいろんなところに分かれて出てきております。事務局の経費もありますし、教職員の経費もそれぞれ出てきておりますので、私のほうで全体の額を申し上げます。全体で1,000億円ちょっとありますけれども、そのうち、給料を全部足しますと、ざっくり申しまして約461億円が給料となります。そして、職員の手当等が約322億円になります。あと、共済費が約151億円です。足し合わせるとそういった額になろうかと思えます。

○日高委員 今、それを聞いたのは、例えば、小学校の先生で1年間に1人当たりの時間外の平均とか、中学校で1人当たりの時間外の平均、それ以外の県庁の中に勤めておられる職員の1人当たりの時間外の平均とか、そういう数字が出ているのか。

それともう1点、例えば、学校ごとで1人当たりの時間外の平均とかが出ているのか。

時間外の金額の問題、そして日数の問題、そういったものは1人当たりで数字を出されているのかどうか。そこをお伺いしたいんです。そこまでやられているのかどうか。

○日隈教育長 総論的に御説明いたします。

まず、予算の組み方において、それぞれ職種が違います。例えば、一般行政の場合は、給料総額の大体7%が時間外という費目を組みます。警察の場合ですと、15%とか、17%とか、割と時間外が多いですので、そういった組み方をします。

ただし、教員については、教職調整額というものが措置されておりますので、時間外の手当としては支給されていません。教職調整額の中に含まれているということで、実際の労働時間としては、勤務時間以外の従事した時間という

のはありますけれども、時間外手当という措置はありません。

○日高委員 学校関係というのは非常に組み方が難しいですよ。

結局、今の教育長の話だと、そういうことまでの数字は出ていないということですね。

○日隈教育長 私が申し上げたのは予算の組み方ということでございまして、決算としては今の予算の枠内でそれぞれ執行しておりますので、予算執行上の時間数というのは把握しております。それ以外に、時間外手当の対象として見ない教員の例で申し上げたんですけれども、手当の時間ではなくて、実際の実働の時間というのはそれぞれ調査して、ある程度は把握しているということでもあります。

都道府県の県レベルの予算の組み方や執行のあり方と市町村とはまた違いますし、また、公共分野では、事業費の中で事業費支弁人件費というのがあります。その事務費の中で時間外手当を一部措置することも可能であります。

ですから、予算上の執行の部分と実態と違う、あるいは、仕事の内容によって時間外の分野だけにポイントを絞って見ると状況もそれぞれ違いますので、お金の支給のところと実際の時間というのは、それぞれ把握していくことになるかと思えます。

○日高委員 ちょっと勉強不足で申しわけありませんが、今、これをお伺いしたのは、例えば、一生懸命頑張って、市町村だと時間外でちゃんと時間外をもらえるところが出てきます。補助事業は確かに30分単位でちゃんと時間外が出てきますから、やった分はちゃんとお金で見返りがつくわけですね。

ただ、学校の先生というのは、その辺が非常にファジーになっていて、本当に大変だろうな

と思うところが多いですね。特にPTAの人たちは、先生たちが本当に土日まで出てこられるところをよくわかっているから、それでちゃんと時間外をもらえるなら、もうそれは何とかというのもありますけれども、そこまで行っていない状況があるので、先生たちも本当に苦労されているんだろうなと。

教職員になられる方もだんだん減ってきているという状況もあるということで、最終的に聞きたかったのは、この1年間で、例えば、学校の先生方で休職をとられている方は何%ぐらいおられるのか。その中で、精神的な疾患で休職を余儀なくされているという数字がもし出ているなら教えていただきたいと思えます。

○黒木教職員課長 休職者の数ですけれども、昨年度ベースでいきますと、123名が休職をしております。うち精神疾患が67名ということで、約54%程度が精神疾患を理由に休職という状況でございます。

○日高委員 67名というのは、例えば、平均して40歳以下、40歳以上とか、年代別は把握しておられますか。

○黒木教職員課長 大体40代と50代で、67名のうちの85%ぐらいを占めております。

○日高委員 40代、50代というと、学校以外でしたら係長から課長補佐クラスですね。一番精鋭の方たち、一番頑張っておられる方たちが一番多いということですね。この辺の問題については、教育委員会だけではなくて、総務部の問題、全体になろうかと思えますけれども、働き方改革をどこかでいろいろやり直していかないと、いい人材の先生がいい気持ちで仕事をできない状況だったらいい子供は育ちませんので、今後、その辺のところは私も勉強させていただいて、総務部ともしっかり打ち合わせをしながら、改

善策を何とか考えていきたいと思っておりますので、いろいろ情報がありましたらまた教えてください。

○蓬原委員 全般にかかわる話ですけれど、少子化について、今、合計特殊出生率が1.3とか、本県は1.7とか、実際は2.07ないと現状が保てないということですから、このままずっとグラフのままで行くと、何百年先かはわからないけれど、日本人は絶滅するという推計になるわけですね。数学的にいずれはゼロになる。

今、少子化というのは、日本にとって、県政にとっても大きな課題で、知事も今度、それを非常に大きな政策の柱として基金をつくったり、一丁目一番地に置いてやろうとされているわけで、議会としても非常にそういう意識を持っているんですが、例えば、環境教育は、まだ日本が高度成長のころ、公害とかいろんなことがあって、環境問題というのがクローズアップされて、環境教育を小さいときからすることによって、環境については非常に先進国になった日本と言えると思うんですね。

そういう意味では、少子化がずっと進んでいくと日本は大変なことになるんだよ、地域が維持できなくなるんだよという教育が少子化についても必要なんじゃないかな。そうでないと、合計特殊出生率がいずれ回復していくのは基本的に厳しいんじゃないかなと思うので、少子化で日本の将来が大変だよという教育を——環境教育と同じにしてはいけないのかもしれないけれども、そのあたりの子供への指導はどういうふうに行われているものですか。

○東義務教育課長 今、少子化の話がございましたが、環境教育につきましては、小中学校の中で、地域に貢献できるような環境活動ということでさまざまな取り組みをしております。少

子化には直接かかわらないかもしれないんですが、現在、地域の課題、少子高齢化を題材にしたテーマを学校で取り上げて、総合的な学習の時間等で地域の意見を聞きながら、地域の方を講師に招いていろいろ課題を解決するような学習を進めているところです。

少子化ということでは、小中学校で取り組んでいない部分はあるんですが、地域の課題に貢献していくという活動を進めているところであります。

○蓬原委員 人口問題と言ったらよかったですかね。世界的には人口がふえ過ぎて困っているわけだけれど、日本は非常に成熟社会になって、将来的に見通しが非常に危ないよというか、そういうことがあるわけで、我々は大きな危機感を持って今から取り組んでおかないといけない問題じゃないのかなとつくづく思うんですね。

だから、もうちょっと教育という形で、小さいときから日本の将来について、人口推計のグラフなどを使って具体的にやっていくことが——今、環境問題がここまでしっかりみんなの心に根づいたのと同じようにとまではいかないでしょうけれど、教育の場における少子化対策が必要ではないかなと考えるので、教育長の考えが何かあったら教えてください。

○日隈教育長 蓬原委員がおっしゃるとおり、今の一番の課題は人口問題であります。少子化の問題、もう一つは高齢化の問題も抱えております。

ただいま義務教育課長から申し上げたとおり、地域の課題ということでのテーマも一つありますし、また、教育の現場ではキャリア教育と地域で生きていくと。合計特殊出生率で申し上げますと、都市部は1.0もないぐらいの結婚もしなければ子供も生まれていないというような状況も

ありますので、どちらかという、高いのは地方なんですね。そういう意味では、地方で暮らしていくということが人口問題の一つのポイントかとも思います。

宮崎県にとっても、これから人口が減っていく中で、一応、総合計画では合計特殊出生率の目標を2.07まで高めていきたいということも申しあげているとおりでありますので、地域で生きていくということも含めて、キャリア教育と地域の課題の中で、各学校、義務教育の分野から高等学校まで含めて、それぞれ地域を抱えている中、一番の根っこは人口問題ということを含めてこれからしっかり取り組んでいきたいと考えております。

6月に議決いただきました教育振興基本計画の中でもうたっておりますので、我々もその点をしっかり踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

○井本委員 教育を思うときに、私は一番大切なのは教職員の質だという気がするんだよね。だから、これをいかにして高めていくかということにもっと力を注ぐべきだと思う。それは、基本計画の中のどの項目がそれに当たるの。キャリアアップというのはあるけれども、あとはどんなのがあるの。教職員の質を高めるための施策はどれに当たるんですか。

○黒木教職員課長 2ページの施策の目標の4の一番上の丸、学び続ける教職員のキャリア形成推進事業といったところが中心になると考えております。

○井本委員 ほかにないの。

○黒木教職員課長 このプラン上での位置づけはここがメインでございます。

○井本委員 だから、このくらいの位置づけだからいかんのかなという気がする

んだよね。宮崎県の教育の底辺をずっと上げていくということは大切なんだけど、教職員の質をいかにして上げるかということにもうちょっと心を砕いていいような気がするんですよ。自分も人の親になって、自分の子供を教育するのだけでも大変なのに、他人の子供を教育し——そして、生徒は教職員以上にはなれんと思うんですよ。先生が持っているいろんな思考や方法なり、特に知識なんかは、教職員が持っている以上の知識は特に得られないわけだから。そして、教職員が持っている人生観なり学んできたものを教えられるようなものをシステムのにある程度は考えないかんのじゃないかなという気がするんだけどね。

369ページに、校内外の研修と書いてあるでしょう。校内外の研修はどんなことをやっているんですか。

○黒木教職員課長 校外の研修は、主に県でいますと、教育研修センターを中心に、法で定められた初任者に対する研修でありますとか、5年を経過した者に対する研修、新たに教務主任であるとか管理職についた者に対する研修、教科に対する指導力を高めるための研修といったものを研修センターで主にまず取り組んでおります。

校内の研修でも、それぞれの各学校の抱える課題、例えば、先ほどありました地域に対する学習、人口減少問題等の総合的な学習をどう展開していけばいいのかといった課題を、教職員が子供とどのように展開していくかといったことをテーマにした研修であるとか、人権問題、新たに発生してきたLGBTであるとか、そういった問題に対して、外部から講師を呼んで行う研修などが各学校では展開されております。

○井本委員 最初の校外と言ったのは、研修セ

ンターで学ぶぐらいのことしかないわけですか。世の中に出ていって勉強するというような機会は今までにないんですか。

○黒木教職員課長 教職をおおむね10年程度経過した10年経過研修の対象者については、いわゆる社会体験研修といった形で、県内の各事業所などでの研修を組んでおります。

○井本委員 今、グローバリズムだとか、たくましく等々、皆さんが言っているし、非認知能力などと言っているのに、教職員がそういうものを持たないで教えることがおこがましいというか、そういうものを教職員が勝ち取るような場所をもっと設けるべきだと私は思うけどね。例えば、グローバリズムで、外国に行ったこともない教職員が何でグローバリズムがいいと具体的に言えるのか。教職員に本当にもっと金を使って、教職員が成長することが宮崎県の教育を引き上げるんじゃないのかなという気がするんだけど、教育長は、どう思いますか。

○日隈教育長 井本委員がおっしゃるとおり、これからの時代はグローバル化、あるいはI o Tの時代になってまいります。教員がそういう素質・素養がなくて子供たちに何を教えるのか。直接I o Tを教えるとか、グローバルを教えるということではなくても、感覚的にそれが備わっていないと伝わらない部分があるといった時代ではないかと思っております。先ほど申し上げました教育振興計画の中でも、その点は十分踏まえた取り組みをやっていこうということをやっているところです。

ただ、おっしゃるように、どう実践していくかはこれからの大きな課題だと思いますし、先ほど担当課長から申し上げたとおり、2カ年かけてやるように初任研修も変えました。5年、10年、15年と経過研修もあります。その中のメニュー

ーをどう変えていくのか、そういったことが我々の課題だと思います。御指摘の点を踏まえて今後さらに検討を進めてまいりたいと思います。

○井本委員 わかり切ったことだけれど、日本は資源のない国だけれども、人材だけは資源だと昔から言われるように、今後はそれしかない。日本が今は失われた30年と言われ始めたんだけど、これも恐らく、人材がしっかりしないと、このまま日本はもう1回ずるずると——韓国もすぐそばまで来ているもんね。個人のGDPもほとんど韓国と並び始めたんですよ。本当に落ち込んでいるので、これをもう1回復活させるのは人間の力、人材力しかないだろうと。

今、スウェーデンもドイツも元気がいいんだけど、過去にはかなり落ち込んだときがあったんですね。それをみんながとにかく一緒になって力を合わせてやったというのがあります。昔は日本もそんなのが過去に何回かありましたからね。またそういう時代が来ているのかもしれませんが、結局はみんなの人材力ということだと思いますので、教育の質を高めるということからすると、一番大切なのは教職員の質じゃないのかなという気がするんですね。

それから、もう一つ、日本一の読書県づくりの推進が書いてあるんだけど、私も県の図書館に時々行くんだけど、あそこはあそこできれいなんだけど、都城に行って、あれはいいなと思うのは、こっちのほうで本を読みながら、こっちのほうでしゃべるといふか、ああいうのが今からの図書館のあり方じゃないかなという気がするんだけど、その辺はどうなのかね。

○中原図書館長 今、委員から御指摘がありましたように、最近の風潮といえますか、図書館の流れとしまして、しゃべれる図書館という考

え方、そういった図書館をつくろうということで、新設される市町村の図書館の中では、静粛な雰囲気というよりも、みんなでしゃべりながら使う図書館といったものを目指そうといった風潮もございます。

ですが、私ども県立図書館について申し上げますと、サービスの中には直接サービスと間接サービスというのがございます。市町村を支援する、あるいは学校の教育を支援するというような役割がございまして、それはそれとしましても、直接的に図書館を利用される県民の皆さんにどういった雰囲気、サービスを提供させていただくかということについては、御意見なり御要望をいろいろお聞きしながらやっているところではございますけれども、今のところ、県立図書館につきましては、利用される方の中からは静かな図書館であってほしいといったことが強く出てきているところでございます。

都城の図書館につきましては私も承知しているところでございますけれども、やはり目指すところが違うのかなということで承知しておるところでございます。

○井本委員 わかっているならいいです。恐らく、私たちが行っても、静かな図書館ももちろんいいんだけど、そばで本なんかについて論じ合うところがね。一応、都城図書館も読むところとしゃべるところの分離をうまくあいにしてあるもんね。今、あの構造で変えろというわけにもいかんからね。わかっている方がいいです。

それから、もう一つ、グローバリズムの件だけれど、昔、私も英語教育を本会議場で取り上げて、はっきり言って個人的には要らない教育だと思っているんですよね。今までので十分だと思っているんだけど、それが今度は小学

生低学年にされてきて、御存じのように、これはやり始めて15年になるんですよ。はっきり言って何の効果も出ていない。それでまた下げる。私から言わせればまた出ないはずだ、どこかがおかしいと私は思うんですよ。これ以上はやらなくていいと思うんです。それはしょうがないんだけど、国のほうがやるというから皆さんがやっているんだけど、このために教員を養成しなくてはならない時間や、当然、ほかの科目を割いていかないといけないわけでしょう。私は本当に外国におくれるのじゃないかと心配しているんだけど、国がやれというから、しょうがなく皆さんはやっておるんでしょうけれど、それはそれでしょうがないでしょう。

それで、自分が受けてきた英語教育の感想からいえば、言葉の中に文化の違いが出ているんだなということがわかればそれでいいんじゃないのかな。例えば、関係代名詞とか、現在完了形なんていうのは、日本語ではあんまり意識したことがないわけですよ。何でこんなものがあるのかなとね。例えば、否定形に対して、それは違いますと言うときに、英語で「イズントイット」とか言うときに、「ノー」と言う。違いますと。日本語では「はい、そうです」という意味です。「違いますよね」、「はい、そうです」と言うとき、英語では「ノー」と言わないといけないでしょう。それは何でこんな違いがあるのかなとかね。文化の違いだろうなと私は思うんだけど、外国語教育はその辺がわかれば私はいいいんじゃないのかなと。あれをネイティブのようにペラペラしゃべればいいたろうけれど、はっきり言って、思想的に深くやるのは、基本的にはどうしても日本語で考えているんですよ。頭の中が日本語です。私に言わせれば、深くなるためには国語教育をもっと充実させる

べきですよ。

ところが、その時間を割いて英語教育というのは、薄っぺらな部分だけをますますふやそうとするというね。そして、それこそ今はITなんか出てくれば、ボタンをぼんと押せばぱっと答えが出てくるようになっていっているし、これは言ってもしょうがないんだけど、私はそんなのじゃないのかなと思っています。

そして、もう一つ、今はアメリカ、その前にイギリスが支配して、その後、アメリカが世界の中心です。次に今度は中国ですよ。はっきり言って今度は中国語を教えないといけない時代が来ているんですよ。その辺はどうするのか。冗談じゃなくて本当ですよ。時代の流れにみんな押されて英語で来ただけのことで、その前にはユニオンジャックのイギリスが世界を押さえていたからね。その後続けてアメリカが世界を制したから英語になっただけのことですよ。今度、中国になったら、そのうち中国語になりますよ。それに対する対処法なんかは考えているのかね。あんまり流れに迎合することはないんじゃないのかなと私はいつも思っておるんだけど、皆さんはしょうがないから、それはそれでいいでしょうけれど。

もう一つ、勝手なことをしゃべっていますが、グローバルズムの人材を育てるときに、これは自分の経験からでもあるんだけど、かわいい子には旅をさせよというのはやっぱり合っているような気がするんですよ。先生もそうですわ。一遍、先生も一人で外国の旅をさせてみるとかね。もちろん、我々議員もそうなんだけれど、一遍、自分で旅をしてみるといろんな勉強がある。

きのうも話したんだけど、店で買い物するでしょう。買い物すると、アメリカ、ヨーロッ

パもそうだったかな、向こうのレジは足し算しかできないんだよね。1,000円出して100円の物を買うでしょう。そうしたら、まず、彼らは100円の品をここに置いて、そして200円、300円、400円、500円と足して行って、はい、1,000円、900円のおつりですねと。だから、例えば、110円の物を買って1,010円出したら、彼らはもうしっちゃんかめっちゃんになるわけですよ。引き算ができないんですよ。110円の物を買うときに1,010円出すでしょう。日本では簡単にしようと大概そうするじゃないですか。900円くれればいいと思ったのに、向こうではぐちゃぐちゃになってわからんのですよ。はっきり言って自分で行ってみたらそんなのがわかりますよ。あんな世界も経験させるべきじゃないのかな。

カナダなんかでは、学生が外国旅行する費用を半分だけ国が負担するというのがあるらしいですけど、そういうのを一つ考えてみるのも今後はいいんじゃないのかなという気がしますけれどね。これはもう私の要望で、勝手なことをしゃべらせていただきました。済みません。

以上であります。

○濱砂委員 決算委員会ですからその内容を。

まず、成果に関する報告書の351ページ、テレビ教育広報に2,500万円なんですけれども、ここに成果が書いてあるんですが、どういう評価をやっているんでしょうか。マスメディアの評価がどのくらいのもの金額に判断されるのかというのは非常に難しいと思うんですけど、概念でいいですからどうですか。

○中嶋教育政策課長 施策の成果にも書いてありますが、ここにもたくさん教育のいろんな施策の取り組みが載っておりますけれども、まず、それを県民の皆さんにいかに知っていただくということが非常に大事だと考えております。

そういった意味で、この2つの教育番組を使いまして、まず、特にMRTは毎週ということ、非常にタイムリーな情報を皆さんにお伝えするというのと、UMKでは月に1回、それと四半期に1回なんですけれども、30分番組ということで、ある程度じっくり中身の濃いといえますか、それぞれ内容を変えて県民の皆さんに施策を十分理解してもらうために、テレビでするので、皆さんによく見ていただけますので、そこら辺の効果は大きいのかなと考えております。

○濱砂委員 テレビだから、どのくらい見ているのかの判断がなかなかつかないかな。視聴率というのもなかなかはかりにくい。悪いと言っているんじゃないですよ。果たしてどのくらい効果があるのか、ぴんとこない部分があるものですからね。書いてあるとおりで思うんですけれど、県民に対してどのくらい反響があるのか。いわゆる伝える力があるのかなという感じなんです。

○中嶋教育政策課長 今言われました視聴率につきましては調査をお願いしております、まず、MRTにつきましては2.3%の視聴率、UMKが2.7%ということになっております。

○濱砂委員 一般的にこのくらいのものなんでしょうか。

○中嶋教育政策課長 時間帯は、まず、MRTについては毎週土曜日の午前中ということで、それとUMKも土曜日の午前中なんですけれども、ゴールデンタイムとはちょっとまた違いますが、そういう番組に比べたら若干低いのですが、皆さん、結構見ていただけているのかなと。この時間にそういう番組が結構集まっているものですから、ある程度は見ていただいているのかなと感じております。

○濱砂委員 効果は出ているということですね。

それから、354ページの育英奨学金ですが、これの貸与者の人数がずっと減ってきているんですよ。ずっと減ってきている傾向は、所得の関係とか、いわゆる少子化が影響しているんでしょうか。

○重盛育英資金室長 詳細な要因をはっきり分析しているわけではないんですけれど、最近、国のほかの就学支援制度、例えば、授業料分の就学支援金とか、奨学給付金という制度がありますし、あと、最近、雇用情勢も以前よりよくなってきておりますので、そういったものも要因の一つになっているのではないかと考えているところです。

○濱砂委員 桜さく成長応援ガイドを最近出していますよね。非常に立派にわかりやすくできているんですが、そういうのを出しているのに、受給者がだんだん減っていったというのは何だろうね。経済情勢の違いが出てきているんでしょうか。

○重盛育英資金室長 桜さく成長応援ガイドには、育英資金以外にも母子寡婦福祉資金とかいろんな制度を網羅しておりますので、その中で利用しやすいものを選んでおられるということではないかと考えております。

○濱砂委員 同じ354ページですが、高等学校の地区生徒寮入寮者の推移は、横ばいで、かえってふえているぐらいなんです。少子化がだんだん進んでいるんだけど、入寮する人たちは、学校から離れたところの子供たちですよ。この傾向は、どういう見方をされていますか。

○本田財務福利課長 現在のところ、傾向としては、以前とそう大差はない状況にあります。

○濱砂委員 以前聞いたんですが、寮のエアコン施設ができてないところもあるとか、非常に

住居環境も古いのもあるということで、このまま、推移がずっと行くとすれば、将来において、やはり新しく更新していくなり、あるいは、そういった生活環境の整備はちゃんとやっていかないといけないと思うんですが、どのようにお考えですか。

○本田財務福利課長 空調関係につきましては、県立学校の普通教室につきましても、あと8クラス残っているのが現状です。11月末ぐらいには、100%の設置率になりますが、地区生徒寮につきましては、延岡の第一地区生徒寮、第二地区生徒寮が、エアコンの設置がまだされておられません。県内6つの地区生徒寮のうち、2つだけが設置されておられません。

今年度、第二のほうは整備を進めていきたいと思っております。また、*1第二につきましても、令和2年度中には、できるだけ早い時期にやりたいと思っておりますが、予算等も含めまして、積極的に設置を進めてまいりたいと思います。

熱中症等で命を落とされる方もいらっしゃいますので、できるだけ早い時期に設置を進めてまいります。

○濱砂委員 376ページ、文化振興なんですけど、美術品ですね。一覧表見せていただいたこともあるんですけど、この美術品は県にどのくらいあるんですか。今回3点購入されているようですけれど。

○加塩美術館副館長 県立美術館に今、約4,200点ほどございます。

○濱砂委員 総額で幾らぐらいですか。今の価値と比較して、購入時とどんなものなんですか。全く無知なところでわからないところなんですけれど。概算でいいですよ。

○加塩美術館副館長 現在の価値と言われると

わからないんですけども、基金が平成元年に設置されました。現在、基金で購入した額が*253億円でございます。

○濱砂委員 いわゆる、購入額が価値ということで判断をされているんですね。ほかの事業もそうですけどね。購入額が現在の美術品の価値という考え方でいいですね。

今度は奨学金なんですけど、育英奨学貸付不納金ですよ。その欠損額で処理したとかいうことはないんですか。

○重盛育英資金室長 不納欠損は今までやったことはございません。

○濱砂委員 最後にもう1点ですが、さっきの井本委員の話で、教職員で海外研修あるいは留学を教育委員会から派遣しているとか、あるいは、JICAで海外の職務についているという方はいらっしゃるんですか。

○黒木教職員課長 JICAに関して申し上げますと、昭和63年度からこれまで、25名派遣者がございます。

○濱砂委員 現在行っている人は。

○黒木教職員課長 現在、2人行っております。

○濱砂委員 日本人学校に派遣しているというのはないんですか。

○黒木教職員課長 日本人学校にも、現在14名派遣しております。

○濱砂委員 グローバル化の視点からということで、先ほどいろんな話があったんですけど、今後、どうなんでしょうか。私ども含めてなんですけど、海外研修というのは、やっぱり教職員も必要じゃないかなと、先ほど話を聞いておりながら、私もそう感じているんですけど。他県はやっているんでしょうか。

※1 次ページに訂正発言あり

※2 次ページに訂正発言あり

いわゆる教職員、特に、子供の教育をするという立場の人たちが外国に行って、やっぱり違う世界を見て帰ってきて、子供たちの教育に当たるといのはすばらしいことかなと思うんですけどね。考え方で結構です。それは今のところはいいですね。

○黒木教職員課長 今のところはいいんですけども、先ほどから、委員御指摘がありますように、研修という形も1つですし、やはり、働き方改革等できちんと、夏季休業中等を利用して、そういった海外で実際に体験をする、そういった機会もまた保証していくといったところで、御指摘のあったところを少し考えてまいりたいと思っております。

○濱砂委員 別に指摘をするつもりではないんですけど、機会があったら考えていただかないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○本田財務福利課長 訂正をお願いします。

先ほど、地区生徒寮の件でお答えしたんですけども、延岡第一のほうが令和2年度中、そして、延岡第二のほうが令和元年度中ということをお願いいたします。

○加塩美術館副館長 先ほど基金で購入した美術品の購入額を約53億円と申しましたけれども、約55億円に訂正させてください。よろしくお願いします。

○蓬原委員 1点だけ。380ページの競技力向上についてお尋ねしたいんですけど、この前、中体連ですかね。新人戦がありました。時間がありましたので、ちょっと見に行ったんですけど、その中で、応援に来ている保護者の方との話なんですけど、今、中学校の部活の指導をしていただいている先生方、これ大変ありがたいんですけども、どういうことで種目の担当が決まっているかということで、体育の先生とのかかわ

りなんですけど、昔は、体育の先生というのはオールマイティなので、それぞれ、いろんな部活がありますよね。そこに、先生たちが手挙げ方式で、私がここを見ます、私が見ます。残ったところを体育の先生が担当されると聞いていました。

この前出た話では、これは、ある意味もったいないよねという話です。体育の先生、例えば、課長であればバスケットだったりするわけですが、せっかくサッカーだったり剣道だったり、いろいろあると思うんです。だから、まず体育の先生と自分が専門したところに、その専門のところに配置していただいたほうが、特に子供の場合はですよ。指導者の資質というか、その指導の仕方によって物すごく、特に団体のスポーツというのは差が出ますよね。指導者の割合というのはかなり高い。経験的に私はそう思っています。

だから、その話が出たんですけど、中学校の現場において現況はどうなっているのかと思っ

ていましてね。ちょっとお尋ねしたいんですけど。
○萩尾スポーツ振興課長 部活動の先生の配置ですけれども、これは学校によって部活動の種目等も違いますので、先生方の意見をまず聞いて、その係の先生方が、そういう適性等を見きわめて、それぞれの学校でそれぞれの先生を配置しているという状況であります。

ちなみに今、外部指導者の方も入ってきてやっておりますが、約430名、中体連には登録してお願いしている状況はございます。

○蓬原委員 だから、体育教師を、その専門にということについては、やっぱり各学校任せなんですかね。どうですか。それに対する感想とは。

○萩尾スポーツ振興課長 できるだけ専門のと

ころをやるということは、私もそのほうがいいと思います。いろいろ聞きますと、大体、約4割がは、専門の先生が部活を持っている状況があるということでもあります。

ただ、例えば、ずっと、その競技の先生が持っておられまして、その年、転勤で専門の方が来られました。そこは、1年はその方に持たせて、次の年に変えるとか、いろんな学校の事情がいろいろあるように聞いておりますので、やはり、専門性を高めて、子供たちのスポーツ環境を高めていくことが大事かなと思いますけれども、ある程度、そこは学校の運営の関係もありますので、いい形で進めるように考えていけるといいかなと思います。

○蓬原委員 一回強いチームができ上がると、その先生がいなくなっても、1つの伝統として、その練習の仕方とかマインドとか、上っていくわけなんですね。そこでまた、いい選手が集まるというようなことであるので、やっぱり、そういうときには、一回レベルをぐんと上げておくと、ある程度持続するという効果もあるように感じていますから。

だから、そういう専門の先生がいらっしゃるときは、そこを周知したほうが、確かに、この前聞いた意見からすれば、そうだよなということを感じたので、質問させていただきました。競技力の向上について、いろんなところで配慮していただくとありがたいと思っています。

○有岡副主査 関連でお話しさせていただきますが、少子化の関係で、学校で部活動が定数割れしてチームが組めないと。隣の学校と合同でチームをつくる。そういった傾向がこれからふえてくると思うんですね。

そういった意味では、合同での学校での対応というんですか、そこら辺をもう少し充実して

いくと、完全になくなってしまって競技ができないということにならないんですね。やはり、今後検討する必要があるなと思っております。

それに関連して、実は、競技力向上もそうですが、大会を運営する側の立場で、今後2026に向かって努力する必要があると思っておりますが、今後、福井とかに行かれた中で、大会運営についての視点で派遣したり、そういった動きはやってらっしゃるのか、お伺いいたします。

○萩尾スポーツ振興課長 国体の派遣ですけれども、派遣の数が決まっておりますので、これは監督、コーチ、選手に予算をつけてまして派遣費を入れるということをしてしておりますので、運営のための方の費用というのは見ていない現状でございます。

ただ、競技団体のほうで、国民スポーツ大会を見据えて、派遣していただいたり、全国障害者スポーツ大会に派遣をしている状況と聞いております。

○有岡副主査 障害者スポーツ大会の話もありましたが、実際に携わっている方の話を聞くと、一般の競技ではなくて、障がい者スポーツのノウハウはまだわからないと、そういった意味で、鹿児島県が今後ありますので、そういったところには、ある程度しっかり派遣して、ノウハウを身につけるよう、次の段階までいかないといけないと思っておりますので、特別支援教育と障害者福祉とタイアップしてやっていただけたらと思っております。

もう1点、先ほど、育英資金のお話がありましたので、関連してお尋ねいたしますが、監査指導の中で、妥当な繰越金の水準という項目がありまして、自然災害や景気変動があった場合のためにも、現在の繰越金を維持すると。これが特別会計で16億8,000万円強という金額と理解

してよろしいのでしょうか。

○重盛育英資金室長 平成30年度の決算の不用額として、貸付金で見ますと8億6,100万円ほど出たんですけれど、先ほど御説明しましたように、貸与者数も減ってきておりますが、また、経済情勢等によりまして、希望する人がふえてくるかもしれませんので、一定の役割、繰り越しといいますか、金額はやっぱりためておく必要があるのかなと考えております。

○有岡副主査 先ほど、不納欠損についてはゼロとの実績がありました。例えば、強制執行の事例の数字が上がっていただければお尋ねします。

○重盛育英資金室長 これまで、法的措置につきましては、裁判所等に対して支払い督促とをやってきたところなんですけれども、強制執行まではやっておりません。昨年度初めて、1件でありますけれど、強制執行をやりまして、現在も取り立てを続けているところです。

今後また、誠意の見られないような方に対して、財産が発見できた場合には、強制執行についてもやっていく考えでおります。

○有岡副主査 そういった行程を踏まえた上で、例えば、当事者が亡くなったり、保証人がいらっしゃるケースがあると思うんですね。そういった意味では、事務負担を軽減することが必要だという指摘も受けていますので、やはり、不納欠損は必要な場合はやっていかないと、いつまでもふくれたのを抱えてしまうことで事務負担が大きい、これはマイナスですので、ぜひとも今後、検討していただきたいと思います。要望です。

○安田主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時2分再開

○安田主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。10月7日月曜日の13時に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 以上で、本日の分科会を終了いたします。

午後0時2分散会

令和元年10月7日(月曜日)

午後0時58分再開

出席委員(6人)

主	査	安	田	厚	生
副	主	査	有	岡	浩
委	員	蓬	原	正	三
委	員	井	本	英	雄
委	員	濱	砂		守
委	員	日	高	利	夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議	事	課	主	幹	関	谷	幸	二	
議	事	課	主任	主	事	三	倉	潤	也

○安田主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行いたいと思います。

採決を前に、各議案につきまして、賛否を含め御意見をお伺いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後0時59分再開

○安田主査 分科会を再開いたします。

それでは、ほかにないようですので、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 それでは、採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 それでは、一括して採決をいたします。

議案第27号につきましては、原案どおり認定、第28号、第29号及び第30号につきましては、原案どおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号につきましては、原案どおり認定、第28号、第29号及び第30号につきましては、原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。主査報告の内容につきましては、御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○安田主査 分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田主査 何もないようでありますので、以上で分科会を終了いたします。

午後1時1分閉会

署 名

文教警察企業分科会主査 安 田 厚 生